

第3期芦屋市教育振興基本計画

(令和3年度～令和7年度)

【原案】

令和3年3月

芦屋市

市民憲章

昭和 39 年(1964 年)5 月

わたくしたち芦屋市民は、国際文化住宅都市の市民である誇りをもって、わたくしたちの芦屋をより美しく明るく豊かにするために、市民の守るべき規範として、ここに憲章を定めます。

この憲章は、わたくしたち市民のひとりひとりが、その本分を守り、他人に迷惑をかけないという自覚に立って互いに反省し、各自が行動を規律しようとするものであります。

- 1 わたくしたち芦屋市民は、
文化の高い教養豊かなまちをきずきましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、
自然の風物を愛し、まちを緑と花でつつみましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、
青少年の夢と希望をすこやかに育てましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、
健康で明るく幸福なまちをつくりましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、
災害や公害のない清潔で安全なまちにしましょう。

目次

第1章	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の期間及び施策の推進	2
3	アンケート調査の実施について	2
4	計画の位置づけと性格	3
第2章	芦屋市の教育を取り巻く現状	5
1	教育を取り巻く社会情勢	5
2	国や兵庫県の教育施策の動向	8
3	芦屋市の現状	10
4	アンケートからみる芦屋市の状況	17
5	第2期計画の振り返り	22
6	第3期計画策定に向けた視点	26
第3章	芦屋の教育のめざす姿	27
1	めざす芦屋の教育	27
2	芦屋の教育がめざす人間像と培う力	28
3	芦屋の教育がめざす子ども像	29
4	教育施策の重点目標	30
5	教育施策の体系	33
第4章	今後5年間に取り組むべき施策と目標	34
重点目標1	子どもたちの「生きる力」の育成と個を伸ばす教育の充実	34
重点目標2	命と人権を大切にする教育の充実	47
重点目標3	地域社会総がかりの教育施策の推進	53
重点目標4	人生100年を通じた学びの推進	63
重点目標5	読書のまちづくりの推進	70
※	学校園・家庭・地域の役割の例示（一覧表）	75
資料	1 計画策定の経過	77
	2 要綱・委員名簿等	78
	3 用語解説	82

1 計画策定の趣旨

芦屋市では、平成 28 年度から令和 2 年度までを計画期間とした「第 2 期芦屋市教育振興基本計画」に基づき、めざす芦屋の教育の姿である「信頼される学校園と成熟した家庭・地域で育む豊かな人間力」の実現に向け、様々な取組を進めてまいりました。

この間、国では、平成 30 年度から令和 4 年度までを計画期間とする「第 3 期教育振興基本計画」を策定し、人生 100 年時代*や超スマート社会（Society5.0）*の到来など、2030 年以降の社会変化を見据え、生涯にわたる一人ひとりの「可能性」と「チャンス」の最大化を中心に据えて、多岐にわたる教育施策を示しています。

また、それを受けて兵庫県では、兵庫の教育を一層充実させるため、平成 31 年度から令和 5 年度までを計画期間とする「第 3 期ひょうご教育創造プラン（兵庫県教育基本計画）」を策定し、基本理念を「兵庫が育む ころ豊かで自立する人づくり」とし、「『未来への道を切り拓く力』の育成」の重点テーマのもと教育施策を推進しています。

本市では、各園において、新幼稚園教育要領に示された「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の理解推進に努めるとともに、各学校において、学力向上パワーアッププランや学力向上研究支援プラン*、学習指導員*の配置など「学力向上支援事業」を推進し、平成 20 年度からの「子ども読書のまちづくり*」を契機として、子どもたちの確かな学力と豊かな心を育む取組を推進してきたところです。

また、生涯学習の分野では、第 2 次芦屋市生涯学習推進基本構想により「いつでも、どこでも、だれでも」学習できるよう生涯学習施策を推進しています。

令和 2 年に入り、新型コロナウイルス感染症の影響により、本市においても幼稚園や小・中学校、社会教育施設が臨時休業・休館措置を行うなど、教育を取り巻く環境も大きく影響を受けました。令和元年 12 月に国から示された、小・中学校の全児童生徒への 1 人 1 台のタブレット端末の配備により、一人ひとりに合わせた教育の実現をめざす「G I G A スクール構想*」も、新型コロナウイルス感染症の影響による学びの保障のため、整備が急がれているところです。今後は、不測の事態が起こっても子どもたちの学びを止めることがないよう、これらの I C T* 機器を利活用した学びの環境づくりを進めていくことが必要です。

こうした状況を踏まえ、これまでの「教育のまち芦屋*」としての成果を生かし、次世代に向けた人づくりを進めるため、今後 5 年間を見据えた本市のめざすべき教育の姿を掲げ、令和 3 年度を初年度とする「第 3 期芦屋市教育振興基本計画」を策定し、重点的に取り組む中期的な考え方や具体的施策を示します。

2 計画の期間及び施策の推進

本計画の対象期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

この間の本市が取り組む教育施策の基本的な方向を示すとともに、学校園と行政はもとより、家庭や地域における取組の方向についても示し、これらに沿って令和3年度から順次、具体的施策を進めていきます。

また、本計画は、本市の「第5次芦屋市総合計画（令和3年度から令和12年度）」や課題別計画との整合を図り策定しています。

なお、計画の進捗状況については、教育委員会の事務の点検及び評価を用い、その取組の評価・検証を行い、より効率的で効果的な施策を総合的に推進していくこととします。

3 アンケート調査の実施について

本計画を策定するにあたり、本市の教育施策全般に対する市民等の意識や満足度を調査するとともに、市民等が望む教育施策（重点をおくべき施策）の把握を目的にアンケート調査を実施しました。

【調査対象】

- ①一般市民：芦屋市在住の18歳以上の2,000名を無作為抽出（郵送による配布・回収）
- ②児童生徒：小学校5年生と中学校2年生の1,270名（学校を通じて直接配布・回収）
- ③保護者：小学校5年生と中学校2年生の保護者1,270名（学校を通じて直接配布・回収）
- ④小・中学校の教職員：327名（学校を通じて直接配布・回収）

【調査期間】

- ①一般市民：令和2年7月28日から令和2年8月11日
- ②児童生徒：令和2年7月22日から令和2年7月30日
- ③保護者：令和2年7月22日から令和2年7月30日
- ④小・中学校の教職員：令和2年7月22日から令和2年7月30日

【回収状況】

	配布数	有効回収数	有効回収率
一般市民	2,000 通	807 通	40.4%
児童生徒	1,270 通	1,047 通	82.4%
保護者	1,270 通	949 通	74.7%
小・中学校の教職員	327 通	240 通	73.4%

4 計画の位置づけと性格

本計画は、教育基本法第17条第2項に基づく「当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」です。

(1) 芦屋市総合計画との関連

本市では、少子高齢化や人口減少が進む中でも、市民みんなの笑顔があふれるホームタウンとして、住んで良かったと誇れるまちであり続けることを目指しています。

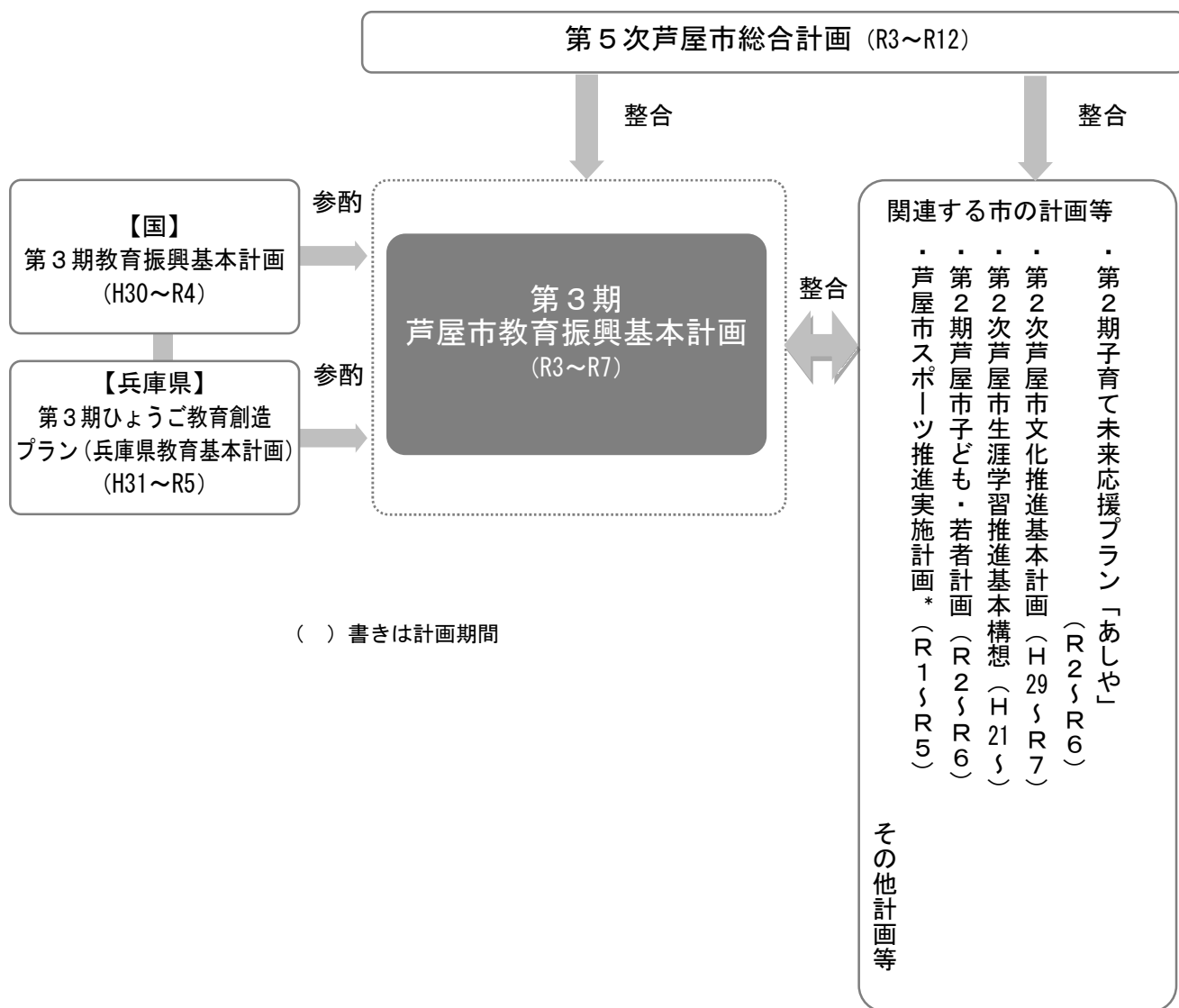
市の最上位計画である第5次芦屋市総合計画（令和3年度策定予定）では、将来像として「人がつながり 誰もが輝く 笑顔あふれる住宅都市」を掲げ、「^アASHIYA ^{スマイル}SMILE ^{ベース}BASE」とコンパクトに表現することで、市民と職員が総合計画をわが事として関わり将来像を実現していくことを目指し、「未来の創造」を基本方針として、多様な主体の活躍推進と、その担い手となる人材を育て、「人のつながり」、「暮らしやすさ」、「資源」の3つの視点を踏まえて持続可能なまちづくりを進めていくこととしています。

その中で、将来像の実現に向けた「子育て・教育分野」における施策目標として「未来への道を切り拓く力が育っている」、「生涯を通じた学びの文化が醸成されている」を掲げており、教育・学術及び文化の推進に関する施策を達成するため、本計画により総合的かつ体系的に推進していきます。

(2) 他計画との関係

本計画の策定にあたっては、総合計画のほか、関連する課題別計画との整合性を図り策定しています。特に、「第2期芦屋市子ども・若者計画」、「第2期子育て未来応援プラン「あしや」」の内容については対象年齢や施策の関連上、本計画と密接な関係があることから、双方に整合を図りながら推進していきます。

【 計画の位置づけ 】



1 教育を取り巻く社会情勢

(1) 社会経済情勢の急激な変化への対応

近年、グローバル化や情報通信技術の進展に伴い、様々な文化・価値観や情報などが国境を越えて流動化するなど、変化が激しく先行きが不透明な社会に移行しています。

また、我が国は、少子高齢化の急激な進行に直面しており、同時に、社会的格差等の問題も指摘されていることから、社会的・経済的な事情にかかわらず、誰もが等しく質の高い教育を受けられる社会の実現が求められています。

(2) 高度情報化の進展と技術革新への対応

スマートフォンなど情報通信技術の向上による SNS*の普及や高度情報化の進展、さらには AI（人工知能）*や I o T（Internet of Things）*等の急速な技術革新により、人々のライフスタイルや価値観が大きく変化しており、それらの変化に対応した教育や学習機会を提供していくことが必要です。

(3) 情報モラルの向上

インターネットをはじめ、様々な情報が溢れている現代において、その中から必要な情報を取捨選択し、分析、編集して知識として活用していくことが求められています。情報に対する社会的な理解を深め、自分自身と社会の関わりの中で、情報モラルの習得が求められ、適切に評価し活用する能力と態度を身につけることが重要です。

(4) グローバル化の進展

グローバル化が進展する中、平成 31 年 4 月の出入国管理法の改正により、外国人労働者の増加が見込まれるとともに、外国籍の子どもが増えるなど、グローバル化の動向は多様化しています。また、インターネットなどにより、国外の情報も瞬時に入手できる環境が整い、子どもたちが様々な国の文化や言葉に触れる機会も増えてきています。

主体的に物事を考え、多様なバックグラウンドをもつ人に自分の考えを分かりやすく伝え、文化的・歴史的なバックグラウンドに由来する価値観や特性の差異を乗り越えて、相手の立場によりそい互いを理解できる人材の育成が必要です。

そうした差異からそれぞれの強みを引き出して活用し、相乗効果を生み出して、新しい価値を創造することができるような機会を提供する必要があります。

(5) 子どもの学力の向上

我が国の児童生徒の学力の現状について、全国学力・学習状況調査の結果や各種国際調査の結果から基礎的・基本的な知識・技能の習得は、個別の課題がある事項があるものの全体としては一定の成果が認められます。

一方で、思考力・判断力・表現力等を問う問題や記述式の問題に課題があることは明らかとなっています。全国学力・学習状況調査の結果等を踏まえた指導方法の改善の提案など、一層のきめ細やかな対応が必要です。

(6) 子どもの体力の向上

国の第3期教育振興基本計画では、子どもの体力水準が昭和60年頃と比較すると低い状況にあり、運動する子どもとそうでない子どもの二極化傾向が指摘されています。また、食習慣の乱れなど、現代的健康課題の多様化・深刻化などへの対応も必要となっています。

子どもが生涯にわたり、積極的に運動に親しみ、健康で活力ある生活が送れるよう、体力・運動能力の向上や食育に取り組んでいくことが求められています。

(7) 子どもの生活習慣や心の育成

社会全体のつながりの薄れ、異なる文化や価値観等をもった人々との交流や各種体験の減少などを背景として、規範意識や社会性などの育成が指摘されています。

小・中学校においては、不登校児童生徒の増加、小1プロブレム*や中1ギャップ*など、各成長段階の接続や連携、または学級や学年の経営の工夫、さらに異学年との交流などが必要な状況にあります。いじめや心理的に追い込まれる児童生徒もいるなどの課題が挙げられ、個別の支援や関係機関との連携、そして、家庭や地域と連携した教育の充実が求められています。

(8) 安全対策・環境問題に対する取組

近年、地球温暖化による大雨・強風などの異常気象や、大規模な地震などの自然災害、登下校中の子どもが巻き込まれる痛ましい事件・事故などが全国各地で発生しています。子どもたちは、他者と連携して自分の身を守るための適切な行動を身につける必要があると同時に、地球と共生するための自然環境に対する正しい知識と態度を身につけることが必要です。また、新型コロナウイルス感染症などの予防にも引き続き取り組むことが必要です。

(9) 家庭の状況や地域コミュニティの変化への対応

都市部では、人々の付き合いが疎遠になるなど、地域コミュニティの弱体化が指摘されており、困難を抱えた親子などが地域で孤立するという深刻な状況が起きています。家庭教育は全ての教育の出発点であることを踏まえ、子どもの社会性や自立心などの育ちをめぐる課題に社会全体で向き合い、親子の育ちを支えていくことが重要です。

また、地域社会においては、地域の変化や課題に対応し、地域固有の魅力や特色を改めて見つめ直し、その維持発展に取り組むことが重要です。こうした中で、一人ひとりの生涯にわたる学びを支援し、住民相互のつながりの形成を促進することに加え、地域の持続的発展を支える取組を行っていくことが必要です。

(10) 社会の継続的な成長・発展を目標とする国際的な取組を促進

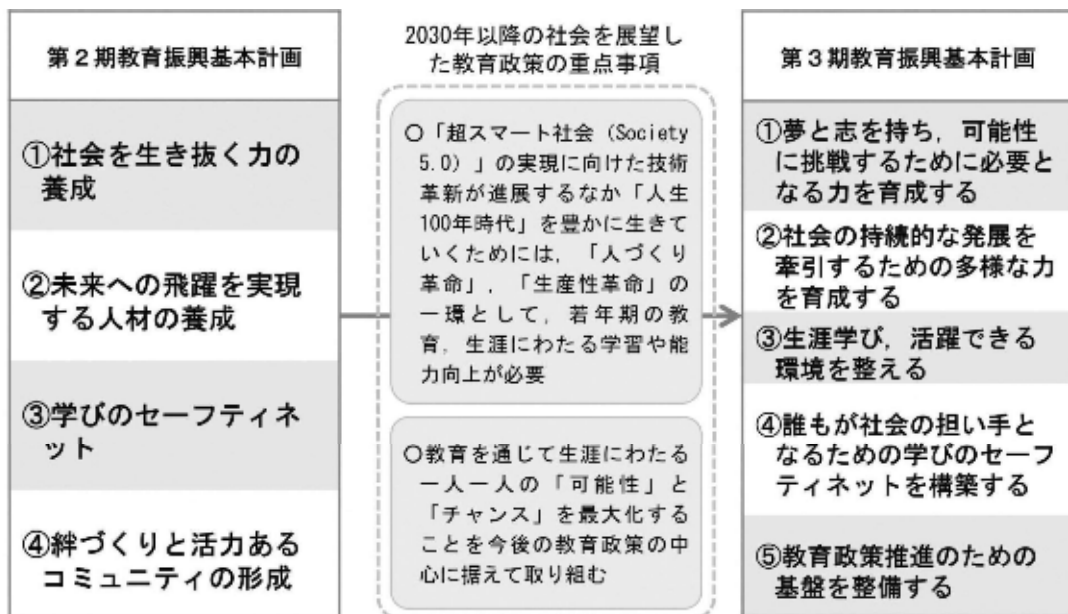
グローバル化の進展に伴い、国境を越えた交流がますます拡大している中で、日本の文化やふるさとの歴史を大切にしつつ、多様な考えや文化についての理解や、コミュニケーション能力の育成などが求められています。また、持続可能な開発目標（SDGs*）をはじめとした社会の継続的な成長・発展を目標とする国際的な取組も広がっています。国は平成28年に「持続可能な開発目標（SDGs*）実施指針」を策定し、持続可能で誰一人取り残さない社会の実現に向けた取組を推進しており、本計画においてもこの理念を踏まえた事業の展開が求められています。



2 国や兵庫県の教育施策の動向

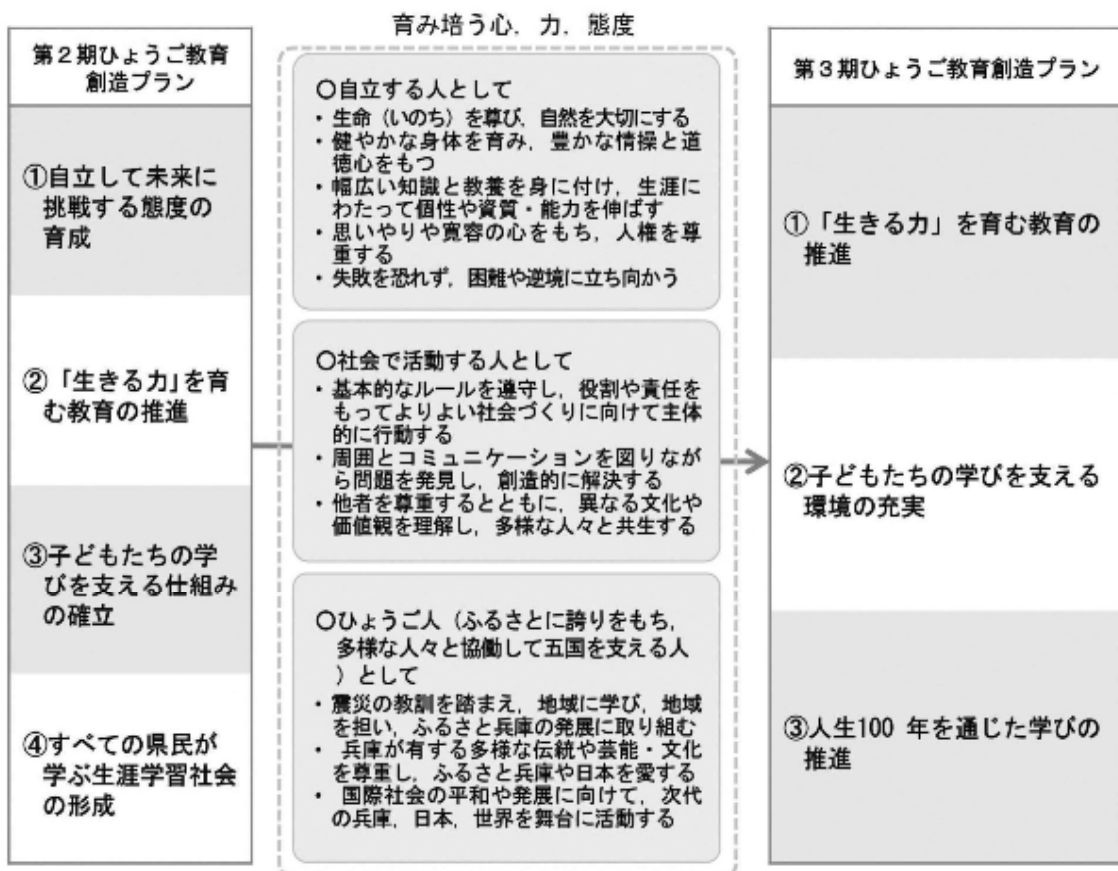
(1) 国の教育振興基本計画の方向性

国は、平成30年6月に「第3期教育振興基本計画」を閣議決定し、平成30年度から令和4年度までの5年間に取り組むべき計画を策定しました。その中では、改正教育基本法に規定する教育の目的である「人格の完成」、「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」と、教育の目標を達成すべく、「教育立国」の実現に向け更なる取組が必要であるとし、第2期計画の「自立」、「協働」、「創造」の方向性を継承しながらも、個人では「自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成」を、社会では「一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現、社会（地域・国・世界）の持続的な成長・発展」をめざすべき姿として掲げています。



(2) 兵庫県の教育基本計画の方向性

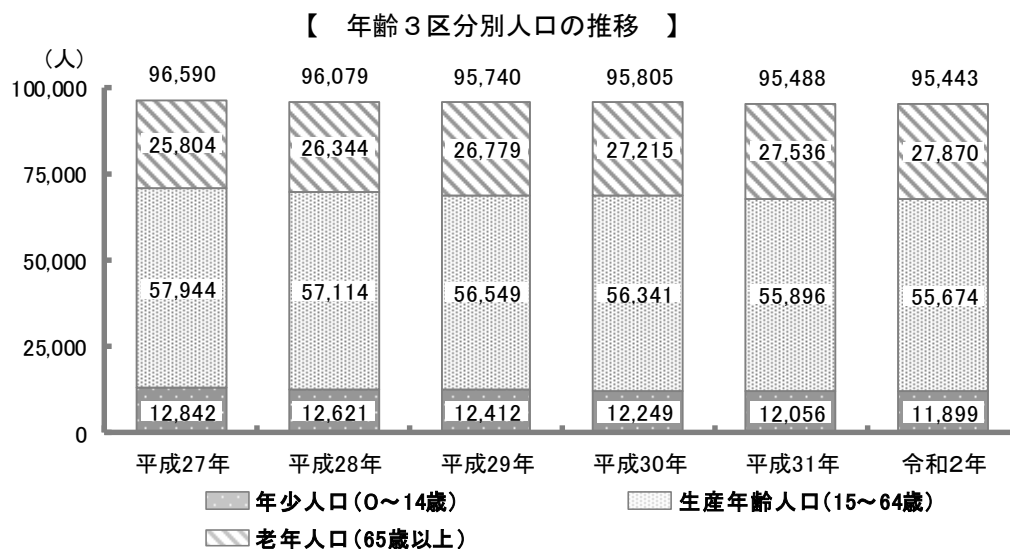
第3期ひょうご教育創造プラン（平成31年度から令和5年度までの5年間）は、基本理念として「兵庫が育む ころ豊かで自立する人づくり ―「未来への道を切り拓く力」の育成―」を掲げ、めざす人間像を「人生100年を通じて知・徳・体の調和がとれ、自らの夢や志の実現に努力する人」、「ふるさとを愛し、共に支え合いながら、明日の兵庫を切り拓き、日本の未来を担う人」、「日本の伝統と文化を基盤として、創造力と多様な人々との共生の心を持ち、国内外で活動する人」としています。



3 芦屋市の現状

(1) 人口の動向

本市の人口推移をみると、総人口は減少傾向であり、令和2年3月末では95,443人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は年々減少し、令和2年では11,899人となっています。

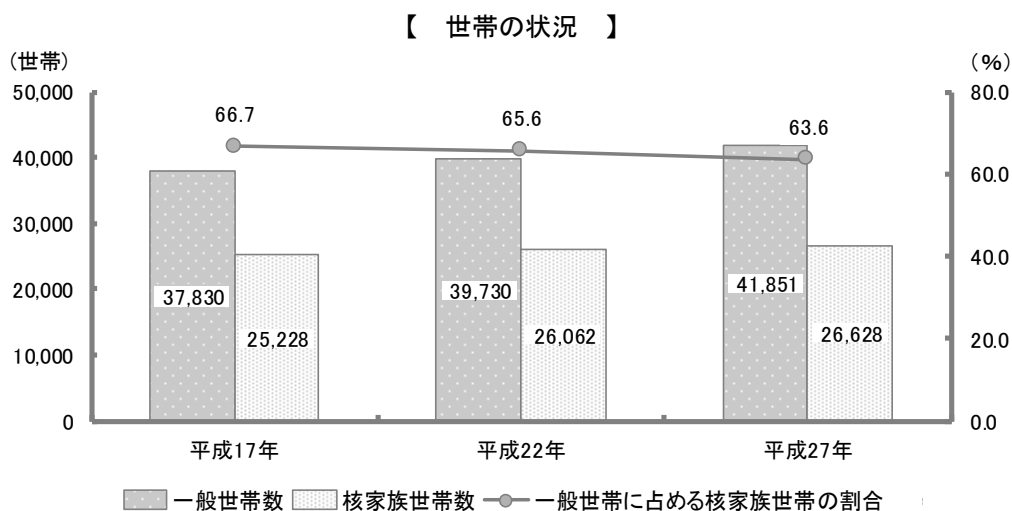


資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

(2) 世帯の動向

① 核家族世帯の推移

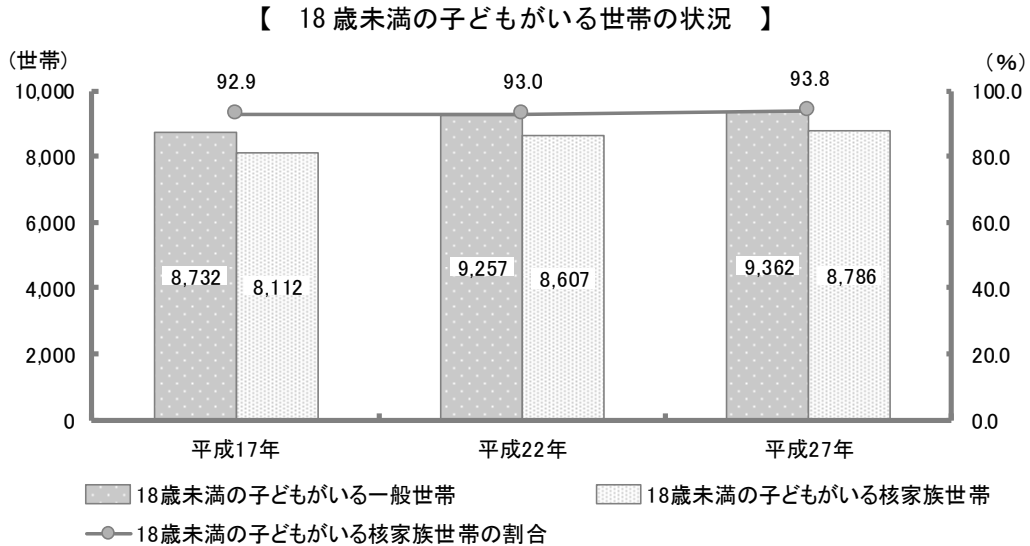
本市の核家族世帯数は年々増加し、平成27年では26,628世帯となっています。



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

② 18歳未満の子どもがいる世帯の推移

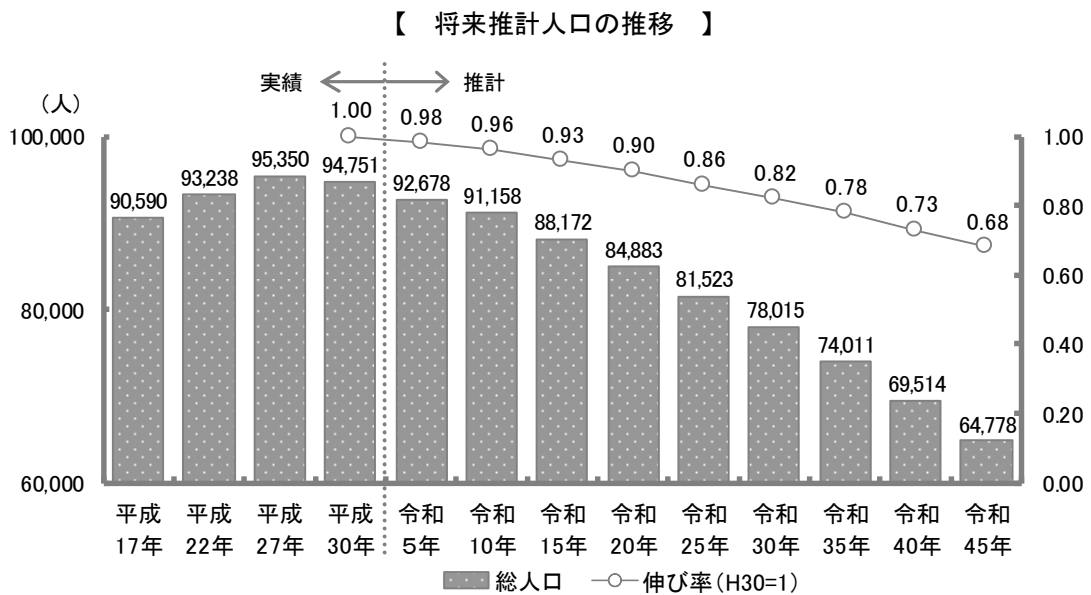
本市の18歳未満の子どもがいる核家族世帯及び当該割合は増加傾向にあります。



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(3) 人口の将来予測

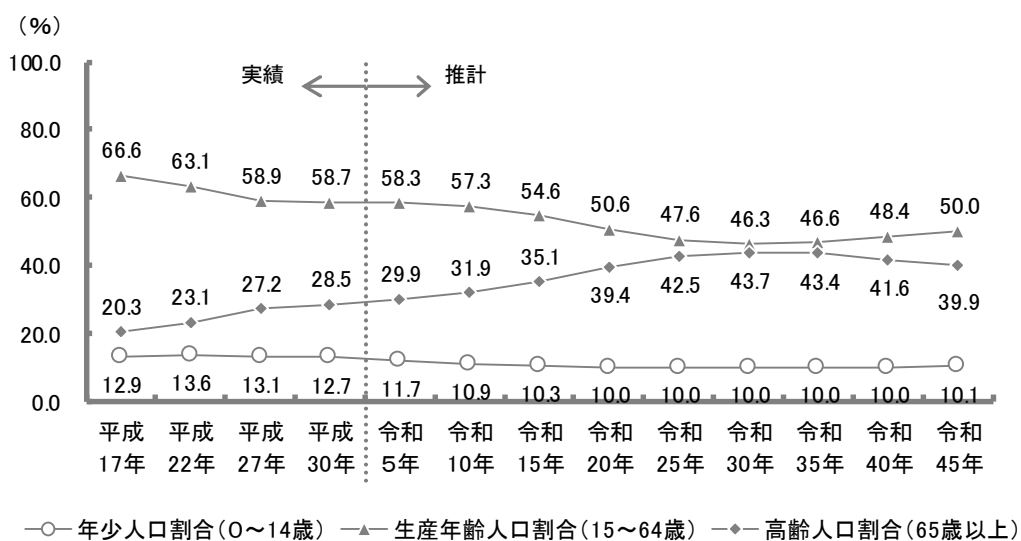
平成30年の人口94,751人を基準として推計した本市の総人口は、令和15年には9万人を下回る88,172人、令和30年には8万人を下回る78,015人となり、令和45年には64,778人になると推計されています。



資料：芦屋市将来人口推計報告書

また、年齢3区分別でみると、年少人口割合（0～14歳）は、平成30年には12.7%ですが、緩やかな減少傾向にあり、令和45年には10.1%となっています。生産年齢人口割合（15～64歳）は、平成30年の58.7%から令和30年には46.3%に減少しますが、再び増加に転じ令和45年には50.0%となっています。高齢人口割合（65歳以上）は、平成30年の28.5%から増加傾向で推移しますが、令和30年の43.7%をピークに減少し、令和45年には39.9%となっています。

【 将来推計人口の年齢3区分別人口割合の推移 】



資料：芦屋市将来人口推計報告書

(4) 学力の状況

文部科学省が実施している「全国学力・学習状況調査」について、本市全体の結果をとりまとめました。教科に関する調査については、小・中学校ともに全ての教科で「おおむね良好」以上の評価となっており、十分に評価できる結果となっています。

【 全国平均と比較した芦屋市全体の傾向 】

全国平均と比較した結果の示し方は次の4段階とします

	段 階	全国平均を 100 とした場合の芦屋市の割合
1	極めて良好	115 以上
2	良好	105 以上 115 未満
3	おおむね良好	95 以上 105 未満
4	課題あり	95 未満

学年	教科	領域別	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
小学校 6 年生	国語	A (知識) 結果	良好	良好	良好	良好	良好
		B (活用) 結果	良好	良好	良好	良好	
	算数	A (知識) 結果	良好	良好	良好	極めて良好	良好
		B (活用) 結果	極めて良好	極めて良好	極めて良好	極めて良好	
中学校 3 年生	国語	A (知識) 結果	良好	良好	良好	良好	おおむね良好
		B (活用) 結果	良好	良好	おおむね良好	良好	
	数学	A (知識) 結果	良好	極めて良好	良好	良好	良好
		B (活用) 結果	極めて良好	極めて良好	良好	極めて良好	

※令和元年度より「知識」と「活用」を一体的に問う問題形式で実施。

資料：学校教育課

(5) 体力の状況

体力は、人間のあらゆる活動の源であり、健康な生活を営む上でも、また物事に取り組む意欲や気力といった精神面の充実にも深く関わっており、人間の健全な発達・成長を支え、より豊かで充実した生活を送る上で大変重要なものです。

文部科学省が行っている「新体力テスト」では、握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン、50m走、立ち幅とび、ソフトボール投げの8種目のテストを実施しています。

本市では男女とも、全国の平均値を下回る結果となっています。

【 男子 新体力テスト合計点 】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
小学校 6 年生	芦屋市	59.4	59.3	59.1	59.1	59.0
	全国	60.6	61.5	61.8	62.0	61.9
中学校 3 年生	芦屋市	48.1	47.1	47.0	45.9	45.7
	全国	51.4	51.6	51.0	51.1	51.4

資料：学校教育課

【 女子 新体力テスト合計点 】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
小学校 6 年生	芦屋市	60.5	58.6	57.8	59.2	59.0
	全国	61.9	62.1	62.5	62.3	62.7
中学校 3 年生	芦屋市	52.4	49.1	49.5	51.9	50.8
	全国	53.2	54.0	54.5	54.3	54.3

資料：学校教育課

(6) いじめの現状

平成6年度調査における「いじめ」とは、「自分より弱いものに対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」というものでした。平成18年度には「一方的に」「継続的に」「深刻な」といった文言が削除され、『いじめ』とは『当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。』とされました。また「いじめられた児童生徒の立場に立って」「一定の人間関係のある者」「攻撃」等についての注釈が追加されています。

そして平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」では、『「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの』と示されました。それを受け、本市では学校・保護者・地域・行政が一体となり、いじめ防止や早期発見、いじめへの対処などが体系的かつ計画的に行われるよう「芦屋市いじめ防止基本方針」を策定しています。

また、平成28年3月に文部科学省より、「いじめの芽」や「いじめの兆候」についても「いじめ」であるといった、「いじめ」の正確な認知に関する通知を受け、各小・中学校に周知徹底を図ったことにより、平成28年度より「いじめ」の認知件数が増加しています。認知する件数が増加したことにより、早期発見・早期対応につながっています。認知後の対応の中で、「いじめ」と訴えた内容では、特に「冷やかしやからかい、悪口や嫌なこと」を言われることによるものが多い傾向にあります。

※平成28年度より、各学校において年間複数回、全児童生徒に対していじめのアンケートを行うなどによりいじめの認知の徹底を図っています。

【 いじめ認知件数の推移 】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
小学校	43件	428件	740件	1,332件	1,444件
中学校	20件	141件	365件	358件	333件
合計	63件	569件	1,105件	1,690件	1,777件

資料：学校教育課

(7) 不登校の現状

不登校とは、30日以上の長期欠席及び「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く）」をいいます。

本市の不登校児童生徒数の推移をみると、小学校児童数、中学校生徒数ともに増加傾向にあります。

【 不登校児童生徒数の推移 】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
小学校	18人	30人	26人	25人	36人
中学校	66人	67人	65人	78人	86人
合計	84人	97人	91人	103人	122人

資料：学校基本調査

【 不登校児童生徒数の割合 】

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
小学校	芦屋市	0.4%	0.6%	0.6%	0.6%	0.8%
	兵庫県	0.3%	0.4%	0.5%	0.7%	0.8%
	全国	0.4%	0.5%	0.6%	0.7%	0.8%
中学校	芦屋市	4.1%	4.1%	4.0%	4.9%	5.5%
	兵庫県	2.8%	3.2%	3.6%	4.3%	4.6%
	全国	3.0%	3.1%	3.4%	3.8%	4.1%

資料：学校基本調査

適応教室*は不登校の傾向を持つ子どもたちのための施設です。

在籍者数の推移をみると、小学校児童数、中学校生徒数ともに増加傾向にあります。

【 適応教室*在籍者数の推移 】

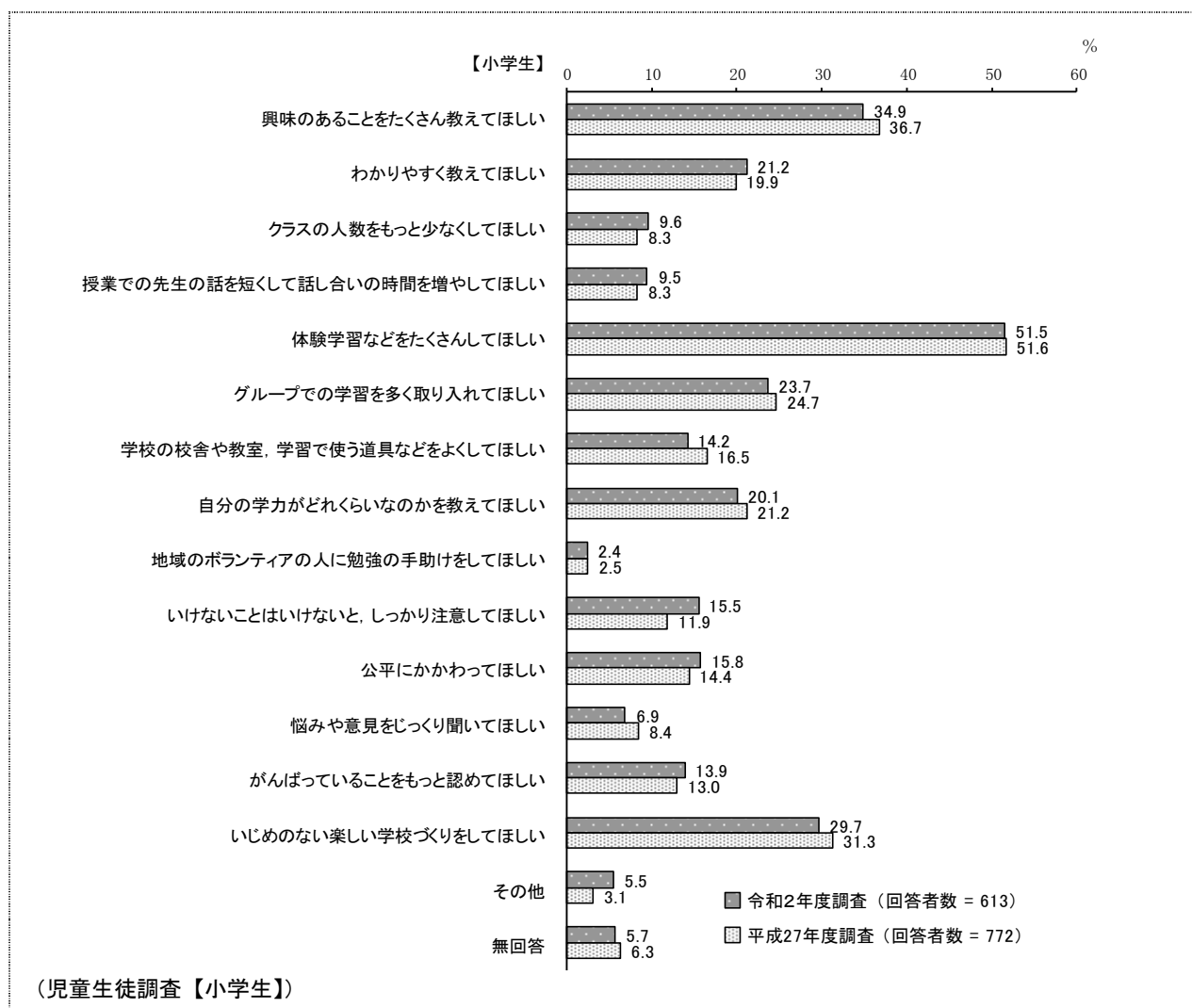
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
小学校	4人	2人	3人	5人	8人
中学校	10人	17人	17人	25人	21人
合計	14人	19人	20人	30人	29人

資料：学校教育課

4 アンケートからみる芦屋市の状況

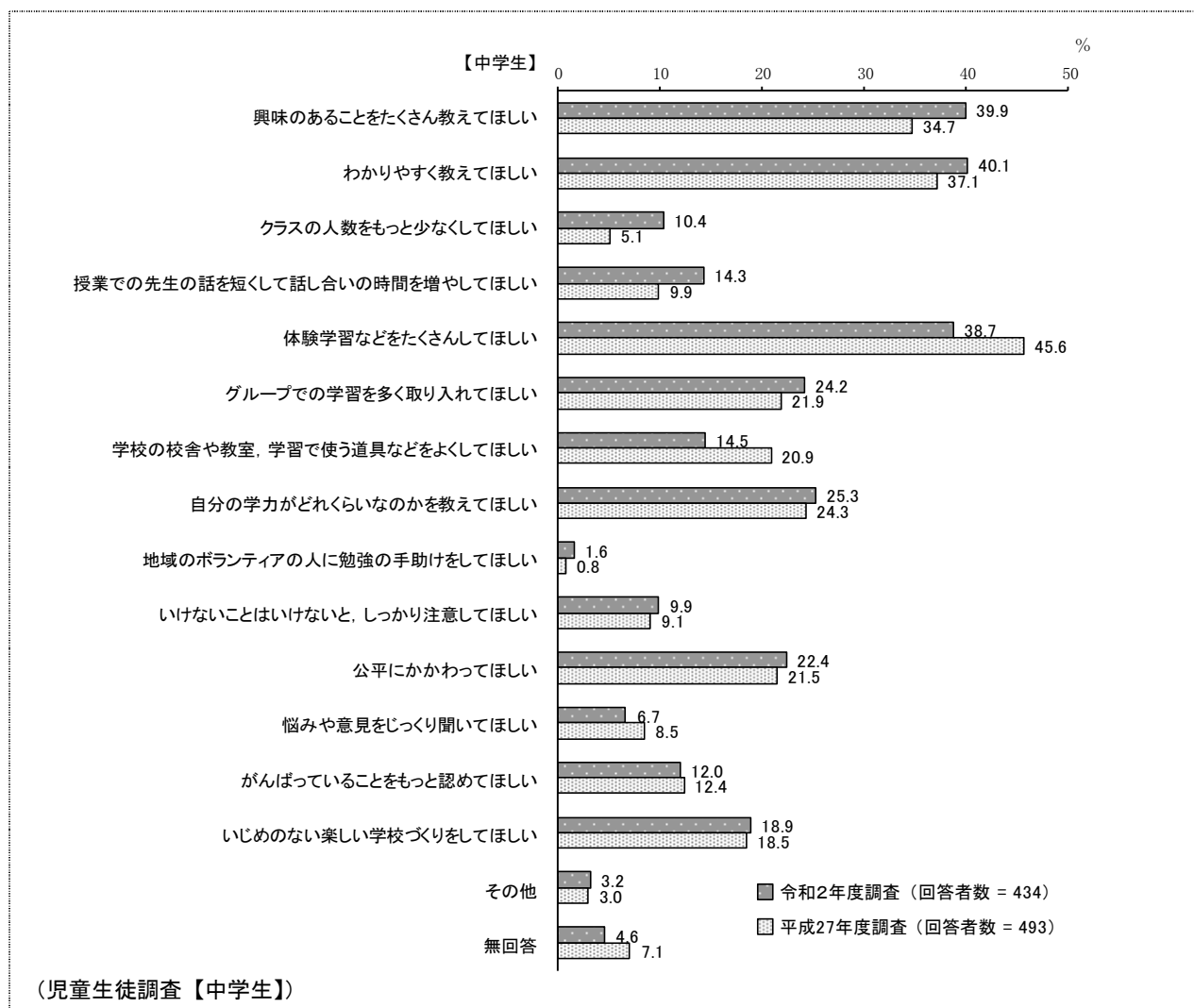
(1) 学校や先生に対して望むこと

学校や先生に対して、どのようなことを望むかについて、小学生調査では、「体験学習などをたくさんしてほしい」の割合が51.5%と最も高く、次いで「興味のあることをたくさん教えてほしい」の割合が34.9%、「いじめのない楽しい学校づくりをしてほしい」の割合が29.7%となっています。



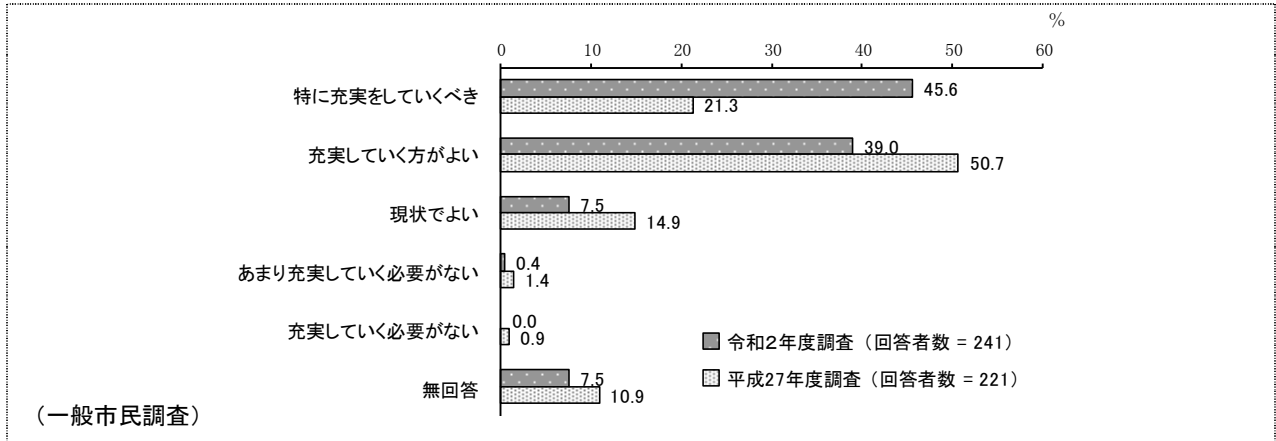
中学生調査では、「わかりやすく教えてほしい」の割合が40.1%と最も高く、次いで「興味のあることをたくさん教えてほしい」の割合が39.9%、「体験学習などをたくさんしてほしい」の割合が38.7%となっています。

平成27年度調査と比較すると、「興味のあることをたくさん教えてほしい」、「クラスの人数をもっと少なくしてほしい」の割合が増加しています。



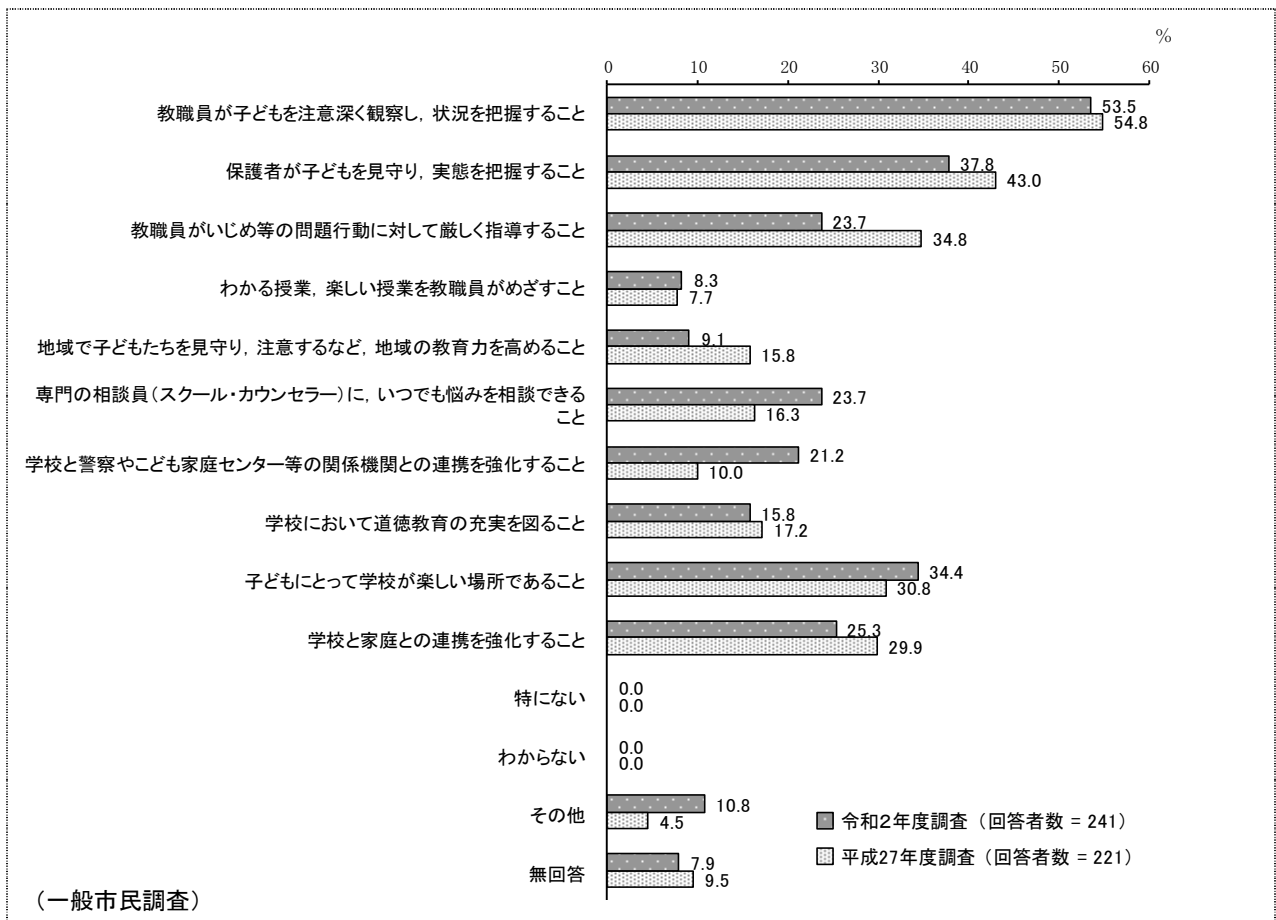
(2) 芦屋市で力を入れて行う必要がある教育施策

教育施策や教育事業について、今後本市で力を入れて行う必要があると思うかについて、「コンピュータなどのICT*機器を活用した授業の推進」について“充実をしていくべき”の割合が84.6%と他の施策と比べ高くなっています。



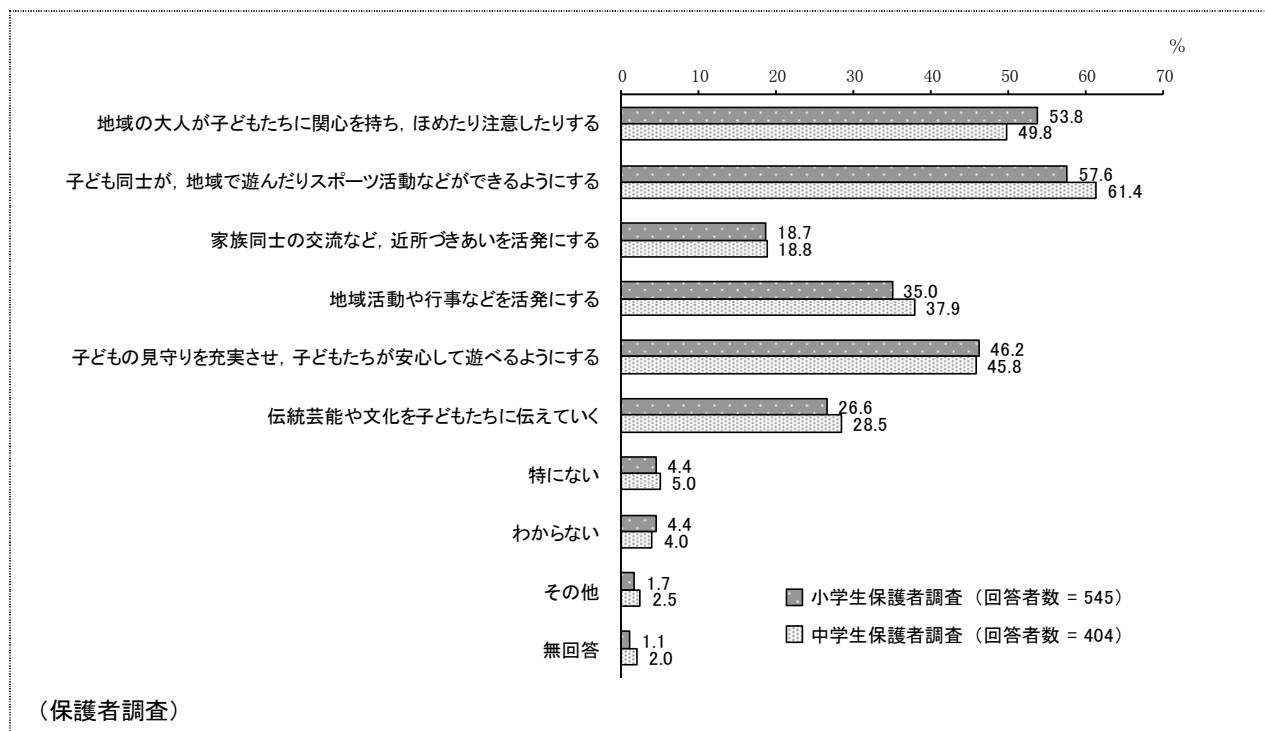
(3) いじめや不登校などを防ぐために必要なこと

いじめや不登校などを防ぐためにはどのようなことが必要だと思うかについて、「教職員が子どもを注意深く観察し、状況を把握すること」の割合が53.5%と最も高く、次いで「保護者が子どもを見守り、実態を把握すること」の割合が37.8%となっています。



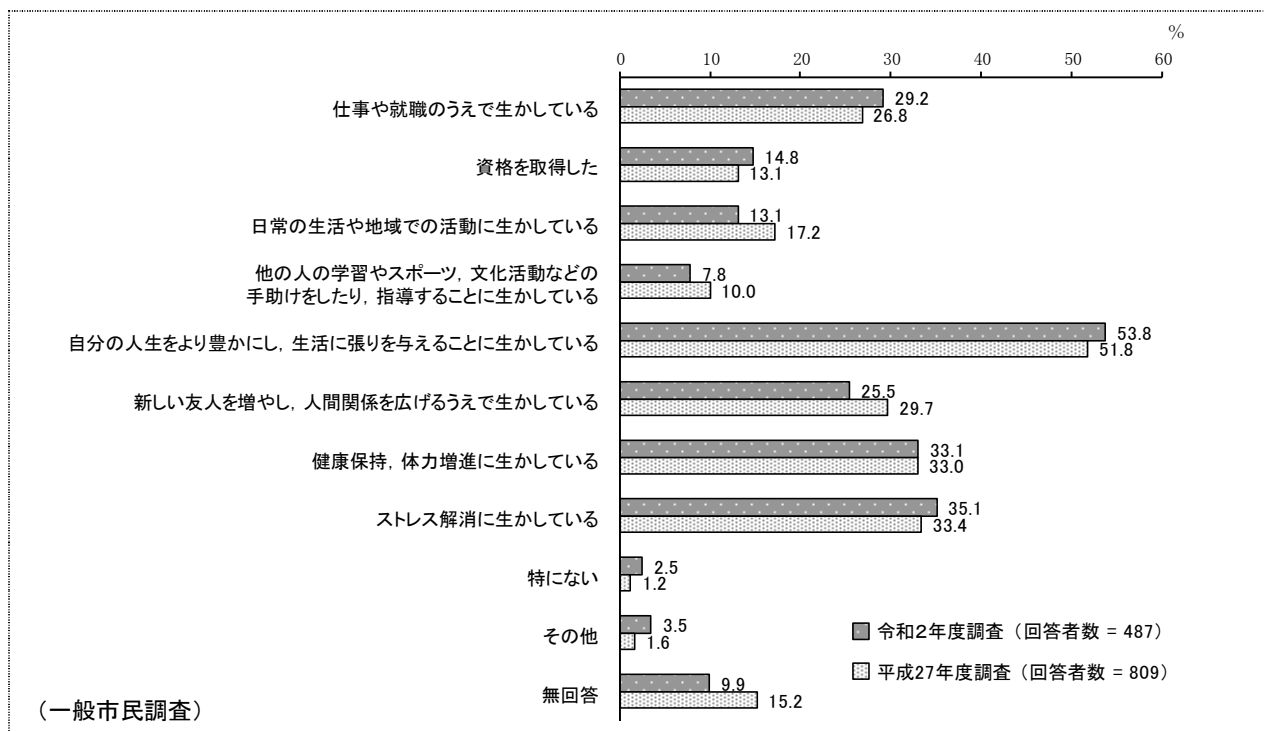
(4) 地域の教育力を高めるために必要なこと

「地域の教育力」を高めるために必要だと思うことについて、小学生保護者調査、中学生保護者調査ともに、「子ども同士が、地域で遊んだりスポーツ活動などができるようになる」の割合が最も高く、次いで「地域の大人が子どもたちに関心を持ち、ほめたり注意したりする」、「子どもの見守りを充実させ、子どもたちが安心して遊べるようになる」となっています。

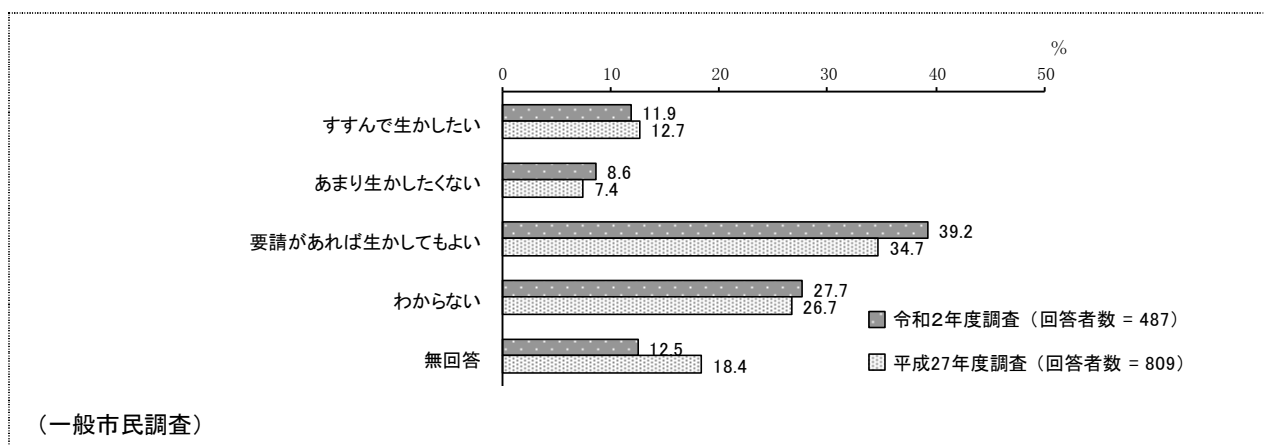


(5) 地域や家庭で行う学習活動

地域や家庭で行う学習活動を行っている人の回答として、学習や活動を通じて身につけた知識や技能、経験をどのように生かしているかについて、「自分の人生をより豊かにし、生活に張りを与えることに生かしている」の割合が53.8%と最も高く、次いで「ストレス解消に生かしている」の割合が35.1%、「健康保持、体力増進に生かしている」の割合が33.1%となっています。



地域や家庭で行う学習活動を行っている人の回答として、学習成果をボランティアとして生かすことについて、「要請があれば生かしてもよい」の割合が39.2%と最も高くなっています。



5 第2期計画の振り返り

現計画の体系に基づき重点目標ごとに、これまでの振り返りとして主な実施状況を整理しました。

重点目標1 自らの未来を切り拓く「生きる力」の育成

- ・各幼稚園にて公開保育を伴う研究会を開催し、各幼稚園の研究主題に基づいた実践を行うことや、幼児の学びの芽生えにつながる教師の援助や環境構成について理解を深めました。
- ・「接続期カリキュラム」の実践において各小学校区の就学前施設*間の交流を進めるとともに、5歳児の「なかよし運動会」や「小学校ごっこ」を継続実施し、就学への期待感を高めることができました。
- ・チューター（学習指導員）*を各小・中学校に配置し、年度当初に子どもたちの算数・数学の学習状況の把握を目的とした調査を実施し、課題を明らかにした上で子どもたちの実態に即した算数・数学の指導を行いました。
- ・小学校の外国語活動の充実を目指しALT*の配置や各校にて教員研修会を実施しました。また、中学校においてはスピーチコンテスト等を通じて英語力を高める機会を増やしました。
- ・新型コロナウイルス感染症による影響で、GIGAスクール構想*が前倒しで進められ、環境整備等を早急に行いました。
- ・各学校で作成した道徳教育の年間指導計画に沿って、全ての学校において道徳の授業研究会を実施し、「考え、議論する道徳」の授業の進め方や教材の使い方など研究を深めることができました。
- ・体力・運動能力調査の具体的な活用法を検討し、次年度の指導の方向性を示したことで、体系的な教育課程を再編成する学校が増えました。
- ・食育事業として「味覚の1週間*」を設け、市内在住シェフによる「味覚の授業」を実施し、児童の食への高い関心を育むことができました。
- ・特別支援教育センター*の合理的配慮*コーディネーターを中心に定期的に学校園を訪問し、特別支援教育にかかわる教職員や幼児児童生徒への指導助言を行いました。

重点目標2 命と人権を大切にす教育の充実

- ・芦屋市人権教育推進協議会*研究大会の全体会・分科会の開催を支援し、教職員・保護者・地域の方々が一体となり、人権教育を推進することができました。
- ・実態把握を行うため全校で「いじめに関するアンケート」を年間3回実施し、早期発見・早期対応を行うとともに、いじめの未然防止に向けた指導の徹底を行いました。
- ・「いのち」を守る防災マニュアルをもとに、各学校園が地域の状況に応じた避難訓練、1.17震災追悼式等を行い、震災の教訓を伝えることや災害に備える等の実践的な防災教育を推進することができました。

重点目標 3 子どもたちの学びを支える環境の整備

- ・小学校における外国語教育の教科化に向けた実践的な研修，子どもが主体的に考える道德の授業づくりに関する研修，プログラミング教育に関する研修等を行い，新学習指導要領での実施に向けて授業実践力を養うことができました。
- ・大規模改修等により教育環境は順次改善し，施設の利便性も少しずつ向上を図ることができました。
- ・「芦屋市接続期カリキュラム」を作成し，幼児期と児童期の学びをつなぐカリキュラムについて教員の研修を実施するとともに，小・中学校の教員が学び合う中学校合同授業研究会を実施し，相互理解を図りました。
- ・あしやキッズスクエア*事業は，平成 27 年度に 3 校，平成 28 年度に 3 校，平成 29 年度に 2 校で開設し，全 8 小学校で実施できました。
- ・放課後児童健全育成事業*は，名称を「留守家庭児童会」から「放課後児童クラブ」に改称し，平成 31 年度から対象を小学校 6 年生までに拡大しました。

重点目標 4 読書のまちづくりの推進

- ・「子どもに読ませたい図書リスト 400 選」「読書スタンプラリー」などの活用により，家庭や学校での読書習慣が身につく，児童生徒一人あたりの図書の貸出冊数やスタンプラリー達成者数の増加につながりました。
- ・図書館運営事業では，大規模改修工事後のリニューアルオープンに合わせ，平成 31 年 4 月より本館の開館時間を拡大しました。

重点目標 5 多様な学びのできる生涯学習社会の構築

- ・社会教育関係団体公募提案型補助金やあしやまなびあいセミナーの仕組みをつくり，様々な学習活動の機会を創出させることができました。
- ・美術博物館では，親子向けの展覧会や芦屋市展，ワークショップ*等を行うとともに，谷崎潤一郎記念館及び図書館と「あしやつくるば」「niwa-doku」等を開催し，文化ゾーンの連携を図りました。
- ・市内文化財の普及啓発のため，子ども向けワークショップ*などを推進しました。また，精道村 130 周年記念事業では，市民から戦前の芦屋について聞き取りを行い，貴重な情報を収集し，冊子にまとめる等，本市の歴史について情報発信することができました。
- ・障がい者スポーツの啓発及び推進を図るため，市内の障がい者団体と協議し，風船バレーやサウンドテーブルテニスの会場を確保し，障がい者スポーツの支援を行いました。

【指標の評価結果】

第2期計画では、毎年「教育委員会の事務の点検及び評価報告書」にて第2期計画の進捗状況（指標）について評価を行ってきました。なお、令和2年度実績値については、令和3年度で評価を行うため、令和元年度までの評価としています。

No.	重点目標 基本施策	評価指標	単位	基準値	目標値	実績値			
				H26	R2	H28	H29	H30	R1
1	1 (1)	幼稚園・保育所・認定こども園*の合同研修会等参加人数	人/年	354	420	407	432	535	532
2	1 (1)	市立の全幼稚園の未就園児とその保護者に対する施設開放実施日の総数	回/年	234	320	440	526	674	670
3	1 (2)	中学校の数学で「授業がよくわかる」と答えた生徒の割合	%	80.0	80.0	73.6	73.2	72.6	76.1
4	1 (2)	小学校の英語学習で、「これからも英語を使ってみよう」と答えた児童の割合	%	92.1	92.1	94.0	92.2	90.4	91.0
5	1 (2)	日本語指導が必要な外国人児童生徒等に対して個別の支援計画に基づいた支援が行われている割合	%	—	100.0	38.0	41.6	67.0	73.5
6	1 (2)	外国語によるスピーチコンテスト参加数	人/年	—	100	88	88	75	97
7	1	将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合	%	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校
	86.0			90.0	85.0	86.8	85.1	83.9	
	(2)			中学校	中学校	中学校	中学校	中学校	中学校
				71.7	80.0	70.6	72.0	72.6	69.1
8	1 (3)	小・中学校が連携して道徳教育を推進するため、道徳の時間の相互参観、合同研修等を実施している学校数	校	8	11	11	11	11	11
9	1 (4)	全国体力・運動能力調査結果で全国平均以上の種目の割合	%	10.0	20.0	7.5	7.5	9.4	6.3
10	1 (5)	特別支援教育に係る研修会、研究会の参加者数	人/年	424	486	563	655	404	516
11	2 (1)	芦屋市人権教育推進協議会*研究大会参加者数	人/年	800	1,000	880	800	800	800
12	2 (2)	中学校における不登校生徒の割合	%	3.3	1.9	4.1	4.0	5.1	5.4
13	2 (3)	通学路合同点検において確認された危険箇所（市が実施主体となる箇所のみ）の改善割合	%/年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
14	3 (1)	教職員新規採用～5年次研修講座の受講者数	人/年	166	275	215	201	255	196
15	3 (1)	ICT*化によって、子どもと向き合う時間が増えたと感じる教職員の割合	%	—	67.0	75.0	—	41.0	50.0
16	3 (2)	教育ボランティアの活動人数	人/年	554	570	453	790	588	600

No.	重点目標 基本施策	評価指標	単位	基準値	目標値	実績値			
				H26	R2	H28	H29	H30	R1
18	3 (3)	青少年の自主的活動（青少年リーダー*及び青少年ボランティア）者数	人／年	17	1,870	486	1,164	732	440
19	3 (3)	放課後児童健全育成事業*の待機児童数	人	0	0	23	30	49	0
20	3 (3)	あしやキッズスクエア*でのプログラム実施回数	回／年	-	920	522	780	866	784
21	3 (3)	学校支援ボランティアグループの活動実施日数	日／年	407	506	443	826	697	651
22	3 (3)	若者相談センター「アサガオ」*の支援対象者数	人／年	26	100	58	71	74	116
23	3 (3)	子育て異世代交流会等への参加人数	人／年	95	190	123	72	35	114
24	4 (1)	児童生徒一人当たりの学校図書館における図書貸出冊数	冊／年	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校
				59.7	65.0	67.3	79.6	85.0	79.4
				中学校	中学校	中学校	中学校	中学校	中学校
				14.6	17.0	18.2	22.7	23.6	16.5
25	4 (2)	公立図書館における児童（7～15歳）の図書貸出冊数	冊／年	73,150	76,808	70,140	75,409	41,608	54,839
26	4 (2)	市民が1か月に1冊以上読書する割合	%	(H27) 55.0	67.8	-	-	-	-
27	5 (1)	芦屋の伝統や文化に係る講演会等の参加者数	人／年	330	380	1,339	1,344	2,005	618
28	5 (1)	中学生以下の美術博物館入館者数	人／年	1,260	3,000	2,008	1,433	888	1,742
29	5 (1)	社会教育活動を通じて学んだ市民が講師や指導者となった公民館講座及び市民版出前講座*の実施回数	回／年	3	16	13	17	15	10
30	5 (1)	文化財の整理作業補助等に関わる「文化財ボランティア」の活動者数	人／年	15	27	19	19	16	14
31	5 (2)	スポーツの週1回程度の定期的実施率	%	(H24) 62.0	69.0	-	64.3	-	-
32	5 (2)	スポーツ啓発事業参加者数	人／年	857	1,115	542	651	547	479

6 第3期計画策定に向けた視点

教育を取り巻く社会情勢、国や兵庫県の教育施策の動向、本市の現状、アンケートからみる本市の状況、第2期計画の振り返りを基に、第3期計画策定に向けた視点（重点課題）を整理しました。

視点1 個の成長を支援し、未知の状況に対応できる資質・能力を育む教育が必要

- ・教育の出発点である就学前教育・保育から遊びを通じた学びの芽生えを育成することが必要です。
- ・主体的・対話的で深い学びを通して、自ら課題を見つけ解決していく力を育み、自分らしい生き方を実現するための力を育てることが必要です。
- ・他者への理解や思いやりを育むため、道徳教育をはじめ教育活動全体を通して指導していくことが必要です。
- ・子どもたち一人ひとりに個別最適化され、創造性を育む教育ICT*環境の実現に向けて、ICT*教育や情報活用能力の育成をさらに推進していくことが必要です。
- ・防災教育を推進し、より実践的な防災・安全教育を継続して進めていくことが必要です。

視点2 誰一人取り残さない持続可能な社会を構築することが必要

- ・時代に即した新たな教育を実践するためには、教職員の学び続けようとする活動を支えていくことが必要です。
- ・持続可能な地域づくりをめざして、学校園・家庭・地域で、連携・協働を推進するための仕組みの構築を進め、子どもたちの質の高い学びの実現と豊かな育ちを支えることが必要です。
- ・子どもの体力の低下、運動能力の二極化が進んでおり、学校園・家庭・地域の連携により、生涯にわたる心身の健康の保持に必要な知識、生活習慣を身につける取組が必要です。
- ・一人ひとりの状況に応じた誰一人取り残さない適切な指導・支援を行うために、組織づくり及び相談体制の充実を図ることが必要です。

視点3 生涯を通じた学びによる豊かな人づくり・つながりづくり・まちづくりが必要

- ・人生100年時代*を迎えるにあたり、生涯にわたって学び、活躍できるよう、学習活動や文化・芸術・スポーツ活動等に参加する機会や環境の充実が必要です。今後、人とのネットワークを育み、広く強くつながりあえる力を培うことで、地域コミュニティの維持・活性化や地域課題の解決に寄与する「学び」と「活動」の循環の形成が期待できます。
- ・本市においては、平成20年度から、保護者・市民の参画と協働による「子ども読書のまちづくり*推進事業」において、読書の大好きな子ども「ブックワーム芦屋っ子*」の育成に取り組んできました。更なる「ブックワーム芦屋っ子*」の育成をめざして、家庭、地域との連携を継続するとともに授業における読書活動を推進していくことが必要です。

1 めざす芦屋の教育

将来を担う子どもは芦屋の宝です。子どもが将来に夢を持ち、経験を積み重ねることにより、学びを深め、自立することは大人の願いです。また、市民一人ひとりが、子どもたちの質の高い学びの実現と豊かな育ちを支えるとともに、生涯を通じて学び続け、学んだことを生かして活動できる社会を形成することが重要です。

本市では、これまでも「教育のまち芦屋*」として、子どもたちが大人になった時に「芦屋で学び、育って、本当によかった」と思えるまちづくり、芦屋市民が「芦屋で暮らして、本当によかった」と思えるまちづくりを進めてきました。

これまでのまちづくりや教育の方向性を維持しながら、芦屋の子どもたちを受け入れ、相互理解による、地域の協力と参加を進め、“寛容なまちづくり”を実現する思いを込め、第3期計画のめざす芦屋の教育の姿を、「信頼される学校園と成熟した家庭・地域で育む豊かな人間力」と掲げます。

基本理念

**信頼される学校園と
成熟した家庭・地域で育む
豊かな人間力**

信頼される学校園 : 地域に信頼される開かれた学校園のこと

成熟した家庭・地域 : 社会が大きく変わろうとも安心できる家庭や地域のこと

豊かな人間力 : 主体的・対話的で深い学びを通して育む「生きる力」のこと

2 芦屋の教育がめざす人間像と培う力

「教育のまち芦屋*」として、本市がめざす人間像と、こうした人間像を育むために必要な培う力を以下のとおり掲げます。

(1) 知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自らの夢や志の実現に向けて努力する人

【培う力】

- 幅広い知識や教養を身につけ、心身ともに健康で、豊かな情操や道徳心、命や人権を大切にする態度を養うとともに、望ましい勤労観や職業観を育み、生涯にわたって個性や資質・能力を磨き、夢と志をもって自らの未来を切り拓く力

(2) 社会の一員として自覚と責任をもって主体的に行動し、明日の芦屋の担い手となる人

【培う力】

- 思いやりや寛容の心をもって多様な人々と共生する態度を養うとともに、地域の中で支え合い、地域に貢献しようとする意欲や態度を身につける。また、一人ひとりが社会を構成する一員としての責任を自覚し、公共の精神や人権尊重の精神に基づき、よりよい社会づくりに向けて主体的に行動する力

(3) 我が国の伝統と文化を基盤として、幅広い知識やコミュニケーション能力等世界に通用する力を培い、高い志をもって国際社会に貢献できる人

【培う力】

- 伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、他国を尊重する態度を養うとともに、幅広い知識、教養、柔軟な思考力に基づく判断力やコミュニケーション能力を培うなど、国際文化住宅都市*の芦屋市民として国際社会の平和や発展に貢献する力

3 芦屋の教育がめざす子ども像

本市の次代を担う子どもたちが自らの人生を切り拓くために、主体的・対話的で深い学びを通して、確かな学力を育むとともに、豊かな心や健康・体力などの「生きる力」を育成していきます。

また、将来の予測が難しい社会において、持続可能な社会を創る一員として、学び続けられる大人になっていくためには、子どもたちが、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことが重要です。

さらに、読書の楽しさを味わい、将来への夢や希望を抱く機会となるよう、引き続き、「ブックワーム芦屋っ子*」の育成に向けて、読書の取組を芦屋市の教育活動に位置づけていくことで、子どもたちの集中力を向上させていきます。

芦屋で育てる

“夢と志をもって自らの未来を切り拓く子どもの姿”

- 1 人とのかかわりやつながりを尊重でき、寛容な心を持つ子ども
- 2 理解していること・理解できることを実践し、
学びを深めることができる子ども
- 3 体を動かすことが好きで、健康への意識を向上させる子ども
- 4 自ら本を手に取り、本が好きな子ども

本市においては、これまでも市民の参画と協働により地域の人々が教育に関わる機会の創出に努めてきましたが、さらに、それぞれが連携を進めていくことが重要になります。

以上のような子どもを育てるために、学校園・家庭・地域及び行政がそれぞれに役割を担いながら、一体となって取り組みます。（参照 P.75）

※「家庭」とは、本計画において子どもがいる家庭のことを言います。

4 教育施策の重点目標

芦屋の教育のめざす姿を実現するため、第3期計画策定の視点を踏まえ、今後5年間で学校園・家庭・地域及び行政が取り組むべき教育施策の5つの重点目標と、それぞれについての基本施策を示します。

重点目標1 子どもたちの「生きる力」の育成と個を伸ばす教育の充実

重点目標2 命と人権を大切にする教育の充実

重点目標3 地域社会総がかりの教育施策の推進

重点目標4 人生100年を通じた学びの推進

重点目標5 読書のまちづくりの推進

重点目標1 子どもたちの「生きる力」の育成と個を伸ばす教育の充実

現代社会は知識や情報、技術を基盤とする社会であり、日々新しい知識、情報、技術が生まれ出されています。また、これらをめぐる変化は加速度を増しており、ひとつの出来事が瞬時に拡散し複雑に影響しあい、社会の変化を予測することをますます困難にしています。

子どもたち一人ひとりが将来への夢を実現するため、主体的・対話的で深い学びを通して、たくさんの人とのかかわりを持ちながら、自他ともに大切にできる豊かな心を養います。

あわせて、子どもたちの能力や可能性を最大限に伸ばし、社会で輝く力を培うため、関係機関との連携をさらに進め、指導・支援体制の強化を行うとともに、変化の激しい社会で自分らしい生き方を実現するためのICT*教育や情報活用能力の育成をさらに推進します。

<基本施策>

- (1) 就学前教育の推進
- (2) 「確かな学力」の育成
- (3) 「豊かな心」の育成
- (4) 「健やかな体」の育成
- (5) 特別支援教育の推進

重点目標２ 命と人権を大切にする教育の充実

本市では、阪神・淡路大震災からの復興の過程の中で、「命の大切さ」を実感し、「助け合いの精神」を学ぶとともに、「困難や逆境に負けない強い心」を育む教育を推進してきました。引き続き、「いのち」を大切にする心、自他ともに大切にする心など豊かな人間性を育み、自助・共助の精神とともに、人権尊重の理念に基づく「共生」の心を育む教育に取り組みます。

また、全国的に、いじめや不登校、ひきこもり、虐待といった子どもを取り巻く課題がみられる中、引き続き、困難を抱えた子どもが学校生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう、相談・支援や関係機関の連携強化を行い、一人ひとりが自分らしく生きていけるよう必要な支援を行います。

<基本施策>

- (1) 人権尊重の理念に基づく「共生」の心の育成
- (2) 子どもの内面理解に基づく生徒指導の充実
- (3) 防災・安全教育の推進

重点目標３ 地域社会総がかりの教育施策の推進

現在、わが国では、生産年齢人口の減少、気候変動が原因といわれる自然災害の発生、子どもの貧困など、様々な問題が深刻化しています。持続可能な開発目標をはじめとした社会の継続的な成長・発展を目標とする国際的な取組が広がる中、これからの社会をよりよいものにするためには、誰一人取り残さない持続可能な社会を構築することが求められています。

社会の持続的な発展を支える人材を育てるためには、人と人がつながり、学校園・家庭・地域が連携・協働し、地域社会総がかりで本市の教育を進めていくことが重要です。学校を核とした地域づくりを積極的に進めることで、本市の未来の担い手である子どもたちの学びや成長を地域全体で支え、持続可能な社会のための教育環境を充実させていきます。

<基本施策>

- (1) 学校園・家庭・地域の連携による支援
- (2) 質の高い教育環境の整備
- (3) 教職員の資質・能力の向上

重点目標4 人生100年を通じた学びの推進

人生100年時代*を迎えるにあたり、生涯にわたって学び、活躍できるように、学習活動や文化・芸術・スポーツ活動等に参加する機会や環境の充実に取り組みます。

また、市内にある学習資源を生かしながら、学習しやすい日程、内容等を工夫していくことが重要であり、市民の様々な生涯学習活動の成果を学校や地域に還元し、地域での課題解決に生かしていくことが重要です。

今後、人とのネットワークを育み、広く強くつながりあえる力を培うことで、地域コミュニティの維持・活性化や地域課題の解決に寄与する「学び」と「活動」の循環の形成をめざします。

<基本施策>

- (1) 生涯学習の推進
- (2) あしやスポーツ文化の推進

重点目標5 読書のまちづくりの推進

読書は、知らないことが分かり知識が増えることや他者を思いやり共感する気持ちや感受性が育つことなど、その良さは誰もが認めるところです。本市においては、保護者・市民の参画と協働による「子ども読書のまちづくり*推進事業」において、読書の大好きな子ども「ブックワーム芦屋っ子*」の育成に取り組み、子どもたちの豊かな心の醸成とともに、本を活用して学習や実生活に役立てていくなど、子どもたちの読書活動の充実に取り組んできました。

公立図書館においては、その利便性の向上を図り、全ての市民が生涯にわたって読書に親しむことができる環境づくりをめざした機能強化が求められます。

こうした本市独自の取組を進め、さらなる読書のまちづくりを推進していきます。

<基本施策>

- (1) ブックワーム芦屋っ子*の育成
- (2) 生涯にわたって読書に親しむ環境の整備

5 教育施策の体系

めざす芦屋の教育

信頼される学校園と成熟した家庭・地域で育む豊かな人間力

めざす子ども像

芦屋で育てる “夢と志をもって自らの未来を切り拓く子どもの姿”





今後5年間に取り組むべき施策と目標

この章では、重点目標ごとに、今後5年間に取り組むべき施策と主な取組を記載しています。なお、重点目標及び基本施策ごとの毎年の進捗状況の参考とするため、評価指標を設定し、把握及び評価します。

重点目標1 子どもたちの「生きる力」の育成と個を伸ばす教育の充実

基本施策（1）就学前教育の推進

幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる最も大切な時期であり、幼児期の「学びの芽ばえ」は生涯にわたる学びにつながると言われています。時代の変化に応じて、就学前の子どもたちが通う施設が多様化する中で、すべての子どもに質の高い教育・保育を提供できるようにし、小学校就学前までに子どもたちが身につけておくことを、就学前施設*がともに担っていく必要があります。

市民アンケートからも、就学前教育の充実のために必要なこととして、「子どもの主体性・思考力を伸ばす教育の充実」が最も高くなっていることから、新しい保育内容を創り出す実践が求められています。また、幼稚園教育要領及び小学校学習指導要領が改訂され、幼児期から児童期へのさらなる円滑な接続が求められています。そのため、教職員の資質向上のための相互研修、交流等の連携を深める必要があります。

さらに、令和3年度から市立幼稚園にて試験的に実施される3歳児保育について、教育課程の編成や幼児の発達について検証を進め、3歳から5歳までの見通しをもった教育・保育内容を研究しながら、教育ニーズの動向を見極めていく必要があります。また、市民アンケートからも地域の子育て支援機能の強化を求める割合が高いことから、全市立幼稚園において未就園児を対象とした園庭開放や子育て支援を年間を通して継続実施し、未就園児親子の居場所づくりを促進するとともに、さらに地域に開かれた幼稚園づくりを進めていくことが必要です。

施策の方向

- ① 「生きる力」の基礎を培う就学前教育の推進
- ② 市立幼稚園に求められる役割への対応

施策の方向 ① 「生きる力」の基礎を培う就学前教育の推進

幼児が様々な体験を積み重ね、遊びを通して学び続ける力を身につけられるよう、就学前施設*の区別なく、研修会や公開保育を通じた研究会を実施します。また、小学校と連携し、円滑な接続をさらにめざします。

No.	主な取組
1	就学前教育・保育施設間の連携をさらに深め、質の高い教育・保育が提供できるよう、研修会を通して教職員の専門性を高めます。【指標1】
2	芦屋市就学前カリキュラムに基づき、豊かな体験ができる教育・保育の内容の充実に努めます。
3	幼児一人ひとりの興味・関心を生かした質の高い教育・保育を提供します。
4	芦屋市接続期カリキュラムに基づき、就学前施設*と小学校との円滑な接続を推進します。

施策の方向 ② 市立幼稚園に求められる役割への対応

これまで市立幼稚園が培ってきた幼児教育のノウハウを生かし、地域の人との関わりや特色のある活動を継続するとともに、少子化の進行や教育・保育ニーズが多様化する時代の変化の中における市立幼稚園の役割を果たしていきます。

No.	主な取組
1	市立幼稚園における3歳児保育の実施について、検証・研究を行います。
2	3歳児親子ひろばや未就園児交流会等を継続実施し、地域の未就園児の居場所づくりや子育て支援、子育て相談を行います。【指標2】
3	地域との連携を生かした幼児教育のセンター的役割を担い、家庭の教育力の向上を支援します。
4	市立幼稚園での預かり保育*を継続して実施します。

基本施策（２）「確かな学力」の育成

義務教育においては、調和のとれた人間性の育成をめざし、子どもへの基礎的・基本的な内容の確実な定着を図るとともに、社会の変化を柔軟に捉え、問題を解決する資質や能力が求められます。そのためにも、生涯にわたり学習活動を続け、社会の一員として個性を伸ばしながら自立していくために基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等の確かな学力の育成が学校教育において求められます。

市民アンケートから、本市で力を入れていくべき教育施策として、「コンピュータなどのICT*を活用した授業の推進」が最も高くなっています。創造性を育む教育を進めるためにICT*環境の充実や情報活用能力の育成をさらに推進することが必要です。

GIGAスクール構想*を進める中で児童生徒や教職員にとってよりよいICT*環境の中で授業や家庭での学習が行えるように計画的に準備を進めていくことが必要です。児童生徒の発達段階に応じた効果的なタブレット端末の活用方法の研究を進め、個人・集団としての学びの向上や教員の指導力向上を図る必要があります。

グローバル化が進行する社会において、子どもたちが、将来、国際社会で活躍できるよう、語学力やコミュニケーション能力を育むことはもとより、主体性や創造性、チャレンジ精神、リーダーシップ、異文化に対する理解と本人としてのアイデンティティなどを培うことが必要です。

今後も日本語指導が必要な外国人児童生徒等に対して個別の支援計画に基づいた支援が求められています。

また、子どもたちに、小学校段階から、将来に向けた夢や目標を持たせたり、将来の生き方を考えさせたりしながら、キャリア教育*の指導計画に沿ってキャリアパスポート*等を活用しながら実践していくことが必要です。

施策の方向

- ① 考える力や創造性を伸ばす教育の推進
- ② 情報社会の進展に伴う教育の推進
- ③ グローバル化に対応した教育の推進
- ④ 自立をめざしたキャリア教育*の推進

施策の方向 ① 考える力や創造性を伸ばす教育の推進

児童生徒の考える力や創造性を伸ばす教育を推進するために、算数・数学の学習指導員（チューター）*、小学校の理科推進員*を配置するとともに、全国学力・学習状況調査の結果を踏まえ、学力向上に向けた取組を進めます。

No.	主な取組
1	全国学力・学習状況調査の結果を分析し、カリキュラム・マネジメントを行いながら授業改善につなげていきます。
2	算数・数学の学習指導員（チューター）*、小学校の理科推進員*、教育ボランティア等の指導補助員を継続して配置し、主体的に学習に取り組むことができる学習環境と個に応じた指導の徹底を図ります。 【指標3】
3	各教科等において言語活動を充実させ、主体的、対話的で深い学びの実現に向けた実践研究に取り組み、授業改善を進めます。

施策の方向 ② 情報社会の進展に伴う教育の推進

教育の情報化に対応して、ICT*を適切に操作する力や、情報を正しく選択し活用する力を育てます。また、ICT*の活用を通して、新しい時代に求められる能力の育成に努めます。

No.	主な取組
1	1人1台タブレット端末等ICT*機器を効果的に活用しながら、児童生徒が様々な学びをし、主体的に考えを深めることができる授業研究を進めていきます。
2	ICT*等を活用した授業の充実を図り、主体的に情報を収集・比較・選択し、効果的に表現する等、情報活用能力を育成します。 【指標4】
3	各学校において生徒指導、人権教育、道徳教育等を通して心豊かに育て、情報化社会で生きるためのモラルの育成に努めます。 【指標5】
4	今後、児童生徒がタブレット端末による学習活動が円滑に行えるような技能の習得を図っていきます。

施策の方向 ③ グローバル化に対応した教育の推進

外国語教育を通してコミュニケーション能力を育成するとともに、国際理解を深め、将来、世界にはばたくための資質や能力を育みます。

No.	主な取組
1	外国や外国人との交流を進めることなどにより、児童生徒の異文化に対する理解や関心を高め、外国にルーツのある児童生徒と相互に学び合い、国際社会への視野を広げます。
2	外国語教育の充実をめざし、教職員の専門性を高めるための研修の実施や、専門性の高い外国語講師の配置を行うとともに、中学校との滑らかな接続をめざしたカリキュラムの研究・開発を行い、実践します。 【指標6】
3	個に応じるための教材の工夫・開発や新学習システム*等を活用した学習指導を進め、英語力、コミュニケーション力の向上をめざした授業研究を行い実践します。
4	外国人児童生徒等に対する日本語指導・支援を充実させるとともに、外国人児童生徒等が、自らのアイデンティティを確立できるように、母語や母文化の保持・伸長を図れるよう取り組みます。 【指標7】
5	外国語によるスピーチ等を通して、児童生徒が互いに学びあい高めあう機会を創造します。
6	中学校卒業時に英語検定3級以上相当の力をつけるような取組を実践します。

施策の方向 ④ 自立をめざしたキャリア教育*の推進

子どもたちが将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するため、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身につけるキャリア教育*の充実を図ります。

No.	主な取組
1	将来への夢や希望を育む指導や子どもたちの発達段階に応じて、キャリアパスポート*等を活用しながら、社会的自立のために必要な資質や能力を育成する指導の充実を図ります。 【指標8】
2	地域人材や関係機関との連携を行い、幼児児童生徒が幅広く、豊かな体験ができるよう、計画的に特色ある活動を進めていきます。
3	進路指導の充実に向けて、中学生用進路指導資料「進路の学習」の改訂を行い、最新の情報を提供し、有効に活用します。

基本施策（3）「豊かな心」の育成

子どもたちに、美しいものや自然に感動する感性、自他の生命の尊重、自尊感情、他者への思いやり、家族を大切に作る心、集団における役割と責任、規範意識、公共の精神など、人間形成の基盤となる豊かな情操と道徳性を培い、これらに基づいて主体的に判断し、適切に行動する力を育成することが重要です。

市民アンケートからも、現在、子どもの教育について感じることとして、「子どもの道徳心や規範意識などの低下」が高く、小学校の教員アンケートからも同様の意見が上がっています。また、芦屋の子どもたちが、思いやりのある子どもになってほしいと、多くの市民が願っています。

本市には、自然、歴史、文化等様々な学習教材があります。本市の学習教材を生かしつつ、家庭・地域との連携を図り、集団宿泊訓練やボランティア活動、文化芸術活動等を行うことで、児童生徒の心の成長を図るとともに、社会性や豊かな感性を育むことが重要です。

豊かな情操や人間性を育む心の教育の充実が求められます。

施策の方向

- ① 道徳性を育む教育の推進
- ② 豊かな情操を育む体験活動の推進

施策の方向 ① 道徳性を育む教育の推進

子どもたちが、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養い、道徳的な様々な価値について理解を深めるため、教育活動全体を通じて道徳性を養うとともに、道徳の時間における指導の充実を図ります。

No.	主な取組
1	「考え、議論する道徳」の授業の充実をめざして、子どもたちが主体的、対話的に学ぶための指導と評価の研究及び実践に取り組みます。
2	他者と交流する体験活動や課題解決の学習等を通じて、共生社会に生きる上で必要な道徳的実践意欲と態度や道徳的心情、道徳的価値判断を育みます。
3	小・中学校が連携して「特別の教科 道徳」の時間の相互授業参観、合同研修を実施し、実践的指導力の向上を図ります。【指標9】

施策の方向 ② 豊かな情操を育む体験活動の推進

体験活動等を通して、他者と協働して自ら考え主体的に行動する実践力を育みます。

No.	主な取組
1	環境体験、自然学校等の体験活動を継続して実施することにより、自然の中で心身ともに調和のとれた子どもの育成を図ります。
2	地域に学び、地域で共に生きる心や感謝の心を育みながら、自律性を高めるなど様々な体験活動を通して「生きる力」を育成するトライやる・ウィーク*を継続して実施します。
3	芦屋市造形教育展等を継続して実施し、子どもたちの学習成果を地域、保護者、子どもたちに発信します。
4	子どもたちが相互に交流しあう機会として、なかよしフェスティバル、中学校総合文化祭等を継続して実施します。

基本施策（４）「健やかな体」の育成

子どもたちの心身の調和のとれた発達を図るため、生涯を通じて運動に親しむ態度を育成することが重要です。

運動の系統・連続を意識した発達段階に応じたカリキュラムの作成や体づくりのための授業づくりについても研究していく必要があり、合わせて「全国体力・運動能力調査」の結果で数値として測ることが難しい「コーディネーション能力*」の「定位能力*」や「リズム能力*」、しなやかな動きをつくる「連結能力*」をつけていくための授業づくりも大切です。

また、充実した生涯を過ごすためには、子どもの頃から望ましい生活習慣を身につけ、健康な体をつくるのが大切です。

小学生・中学生アンケートから、朝食を欠食している子どもが１割程度いることから、教育活動全体を通じた食育の推進を図るために、学校給食を「生きた教材」として、地産地消を取り入れた食育推進を引き続き実施していく必要があります。

施策の方向

- ① 体力向上の取組の推進
- ② 健康教育及び食育の推進

施策の方向 ① 体力向上の取組の推進

子どもたちの体力等の状況を把握し、体育・健康に関する指導を充実させ、運動する習慣を身につけることで、健康を増進し、豊かな生活を送るための基礎を培います。

No.	主な取組
1	学校における全国体力・運動能力調査の結果を分析し、子どもの体力・運動能力向上に向けた指導の改善と幼・小・中が連携し、系統的な指導の実践に取り組みます。【指標 10】
2	子どもが体を動かすことの楽しさを感じることができる機会を増やします。
3	家庭や地域で取り組む子どもの健康・体力づくりについて、啓発・発信します。

施策の方向 ② 健康教育及び食育の推進

望ましい食習慣の形成を図る食育，心身の健康課題に適切に対応する健康教育に取り組みます。様々な食生活の課題を克服するためには，家庭との連携も大切です。食育に関する広報活動を積極的に展開し，食育の重要性を発信します。

また，新型コロナウイルス等の感染症について，子どもたちが発達段階に応じて正しく理解し，必要な習慣を身につけていくことが必要です。

No.	主な取組
1	食に関する正しい知識と望ましい生活習慣を身につけることができるよう，食育，健康教育の授業研究を実施します。
2	小・中学校において薬物乱用防止等に関する教育を，学校の教育活動全体を通して実施します。
3	適切な食物アレルギー対応ができるように，研修会を継続して実施するとともに，多様化する食物アレルギーに対応できるよう，状況に応じてマニュアルを適宜改訂します。
4	インフルエンザ，風疹，麻疹，新型コロナウイルスの感染症について正しく理解させ，予防する能力や態度を育成します。

基本施策（５）特別支援教育の推進

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育*システムの理念に基づき、障がいのある子どもとない子どもが、可能な限り同じ場で学ぶことを追求しながら、特別な支援が必要な子どもたちの能力や可能性を最大限に伸ばし、社会参加するために必要な力を培うことが重要です。

市民アンケートから、特別支援教育の充実のために必要な取組として、「子どもの実態に応じた相談体制の強化」が最も高くなっています。障がいのある子ども一人ひとりに適切な支援を行うため、特別支援教育センター*が中心となり、関係機関と連携を図りながら支援体制をさらに充実することが必要です。

また、障がいのある子ども一人ひとりの発達段階、特性を的確に把握し、就学前から就学に向けスムーズに移行できるような仕組みを検討することが重要です。

さらに、教職員などのインクルーシブ教育*システム構築の視点に立った支援の充実や芦屋市医療的ケアガイドラインに基づいて医療的ケアが必要な幼児児童生徒への人的支援も含め、今後も、一人ひとりの教育ニーズに対応できるよう教職員の専門性の向上が必要です。

施策の方向

- ① 多様な教育的ニーズに対応した指導の充実
- ② 相談・支援体制の充実

施策の方向 ① 多様な教育的ニーズに対応した指導の充実

学校園でのインクルーシブ教育*のさらなる充実に取り組むとともに、特別な支援が必要な子どもたちの発達段階や特性、教育的ニーズを十分に把握し、個別の指導計画等に基づいた指導を進めるとともに、合理的配慮*のあり方についての研究を進めます。

No.	主な取組
1	個別の指導計画や個別の教育支援計画、個別の年間指導計画等の個に応じたカリキュラムの作成と活用を図ります。
2	加配教員や特別支援教育センター*職員などによる巡回指導の充実を図ります。
3	学校園で行われる保育・授業研究や研修会を通じて、教材の工夫や支援の方法、合理的配慮*の実践事例等の交流を図ります。

施策の方向 ② 相談・支援体制の充実

特別支援教育コーディネーター*を中心とした学校園内の相談支援体制を充実させるとともに、芦屋市特別支援教育センター*を核としたネットワークによる支援体制の強化を図ります。

No.	主な取組
1	特別な支援が必要な子どもが個別のニーズに応じた教育を受けられるよう、教職員の専門性を高める研修の充実を図ります。 【指標 1 1】
2	加配教員や支援員等の効果的な配置を進めます。
3	特別支援教育センター*機能を充実させるとともに、特別支援学校や関係機関を含め、学校園間の連携強化を図ります。

【重点目標 1 子どもたちの「生きる力」の育成と個を伸ばす教育の充実 指標】

基本施策（1） 就学前教育の推進		現状（R1）	目標（R7）	備考
指標 1	幼稚園・保育所・認定こども園*の合同研修会等参加人数（人／年）	532	450	市が実施する公私立幼稚園・公私立保育所（園）・認定こども園*の合同研修会等の参加者延べ人数。 【出所】事務報告書
指標 2	市立の全幼稚園の未就園児とその保護者に対する施設開放実施日の総数（回／年）	670	560	各市立幼稚園の園庭開放や未就園児交流会等施設開放の実施回数。 【出所】事務報告書
基本施策（2） 「確かな学力」の育成		現状（R1）	目標（R7）	備考
指標 3	中学校の数学で「授業がよくわかる」と答えた生徒の割合（％）	76.1	80.0	文部科学省が実施する全国学力・学習状況調査における質問紙調査において「数学の授業の内容がよくわかる」と言う設問に対し、「当てはまる」または「どちらかというとはまる」と回答した中学生の割合。 【出所】全国学力・学習状況調査
指標 4	授業に ICT* を活用して指導することができた教職員の割合（％）	55.3	100	教職員対象に実施する職場の ICT* 化に係るアンケート調査において教職員が「授業に ICT* を活用して指導することができた」と回答した割合。 【出所】ICT*に係るアンケート調査
指標 5	情報活用の基盤となる知識や態度について指導することができた教職員の割合（％）	66.5	100	教職員対象に実施する職場の ICT* 化に係るアンケート調査において教職員が「情報活用の基盤となる知識や態度について指導することができた」と回答した割合。 【出所】ICT*に係るアンケート調査
指標 6	小学校の英語学習で、「これからも英語を使ってみたい」と答えた児童の割合（％）	91.0	92.1	市教育委員会が実施する小学校外国語活動アンケート調査において、「これからも英語を使ってみたい」と言う設問に対し、「たいへんあてはまる」または「どちらかというとはまる」と回答した小学校 5, 6 年生の割合。 【出所】事務事業評価報告書

基本施策（２） 「確かな学力」の育成		現状（R1）	目標（R7）	備考
指標 7	日本語指導が必要な外国人児童生徒等に対して DLA* を活用した個別の支援計画に基づいた支援等の研修会に参加したことがある教職員の割合（％）	—	50.0	市教育委員会が実施する DLA* の活用を中心とした日本語指導が必要な外国人児童生徒等に対する指導研修会に参加したことがある教職員の割合。 【出所】教育委員会の調査資料
指標 8	将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合（％）	小学校 83.9	小学校 87.0	文部科学省が毎年実施する全国学力・学習状況調査における質問紙調査において「将来の夢や目標を持っていますか」と言う設問に対し、「あてはまる」または「どちらかといえばあてはまる」と回答した児童生徒の割合。 【出所】全国学力・学習状況調査
		中学校 69.1	中学校 72.0	
基本施策（３） 「豊かな心」の育成		現状（R1）	目標（R7）	備考
指標 9	小・中学校が連携して道徳教育を推進するため、道徳の時間の相互参観、合同研修等を実施している学校数（校）	11	11	県教育委員会が実施する道徳教育推進状況調査において、小・中学校が連携して道徳の時間の相互参観、合同研修等を実施している学校数。 【出所】道徳教育推進状況調査
基本施策（４） 「健やかな体」の育成		現状（R1）	目標（R7）	備考
指標 10	全国体力・運動能力調査結果で全国平均以上の種目の割合（％）	6.3	20.0	文部科学省が実施する小学校 5 年生から中学校 3 年生までの各学年の男女別に実施する全国体力・運動能力調査全 80 種目において、全国平均以上となった種目の割合。 【出所】全国体力・運動能力調査
基本施策（５） 特別支援教育の推進		現状（R1）	目標（R7）	備考
指標 11	特別支援教育に係る研修会、研究会の参加者数（人／年）	516	500	市教育委員会が実施する教職員を対象とした特別支援教育に係る研修会、研究会の年間延べ参加者数。 【出所】事務報告書

重点目標 2 命と人権を大切にす教育の充実

基本施策（1）人権尊重の理念に基づく「共生」の心の育成

人権教育の推進にあたっては、自分の人権を守り、他者の人権をも守ろうとする意識・意欲・態度を育てることが大切です。

人権に関する知的理解だけでなく、人権が大切にされている状態を望ましいものと感じ、これが侵害されているときは許せないことと感じる人権感覚を育てることが特に重要です。

市民アンケートから、いじめや不登校などの問題を解決するために必要なこととして、「教職員が子どもを注意深く観察し、状況を把握すること」が最も高くなっていることから、教職員として望ましい行動や対応ができる他者意識の高い人材の育成を図り、人権を大切にす教育を充実させる必要があります。

また、情報化社会が急速に発達し、SNS*を通じての人権侵害が問題となっている今、小・中学校での人権教育においても重点課題として取り組む必要性があります。さらに、性的マイノリティなど、時代の変化に対応した教職員の人権教育の研修の充実が必要です。

施策の方向

- ① 人権を大切にす教育の推進
- ② 「共生」の心を育む教育の推進

施策の方向 ① 人権を大切にした教育の推進

子どもたちの学習の場である学校の中において人権尊重の理念を徹底し、学校の教育活動全体を通して人権教育を進めます。

また、市民と行政が協働して、誰もが等しく尊重される社会をめざす取組を進めます。

No.	主な取組
1	時代の変化と学校園の実態を踏まえ、子どもの発達段階に応じた人権教育を計画的に推進します。
2	平和教育を通して命の尊さ、平和の大切さを実感させる教育実践を充実させるとともに、人権研修会を計画的に開催し、教職員の人権意識の向上を図ります。
3	芦屋市人権教育推進協議会*やPTA協議会の人権活動への支援を行います。

施策の方向 ② 「共生」の心を育む教育の推進

外国人や高齢者、障がいのある人など共に生きる様々な人々への理解を深め、互いに思いやりながら生きていく心や態度を育みます。

No.	主な取組
1	共生社会の実現に向け、関係機関や地域と連携した取組を進めます。
2	子どもたちが共に学び合う機会の充実を図り、お互いの違いを認め尊重する心や態度を育みます。

基本施策（２）子どもの内面理解に基づく生徒指導の充実

子どもの悩みや不安などを積極的に受け止め、学校園・保護者・地域・行政など関係機関が連携し、いじめ等の問題行動の早期発見・早期対応に努めるなど適切に取り組むことが重要です。

近年、学校だけでは解決できない事案が増加してきている現状を踏まえ、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、子ども家庭総合支援室との積極的な連携で解決に向けた指導を進めていく必要があります。

また、新たな不登校児童生徒を生み出さないよう、「不登校の未然防止」の取組を更に強化していく必要があります。

いじめ、不登校など児童生徒の問題行動等の状況を改善するにあたり、学校のみならず家庭、地域社会や関係機関が連携した取組を一層推進する必要があり、この点も踏まえて生徒指導体制及び教育相談体制の整備・充実を図る必要があります。

施策の方向

- ① いじめ等問題行動の防止の徹底
- ② 不登校へのケアと支援の充実

施策の方向 ① いじめ等問題行動の防止の徹底

すべての子どもたちが自分も他者もかけがえのない存在として大切にできる感性を育み、豊かな人間関係を構築できるよう、学校・家庭・地域との連携はもとより、市全体の組織的な取組により、いじめ等の問題行動の未然防止に向けて取り組めます。

No.	主な取組
1	いじめ防止基本方針に基づき、アンケートによる情報収集や教育相談の充実等により、いじめ等の問題の早期発見・早期対応に努め、適切な対応ができる体制を整えていきます。
2	学校だけで解決が困難な生徒指導事案の対応を支援するため、専門家や関係機関との連携を強化し、学校の生徒指導を支援する体制整備を進めます。
3	教育課程全般において、いじめ等の問題（インターネットを通じて行われるものを含む）について、主体的に考える機会を設けたり、子どもたちが情報を正しく選択し、判断していく力を身につけたりする取組を推進します。
4	保護者に対し、子どもたちが情報を正しく選択し活用できるようインターネット利用に係る弊害やトラブル等についての啓発活動を行います。

施策の方向 ② 不登校へのケアと支援の充実

不登校は、多様な要因・背景により、結果として不登校状態になっている状況を踏まえ、不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援の充実を図ります。

No.	主な取組
1	各学校において、子どもの内面理解を根本に置いた組織的な生徒指導の充実や、学校が子どもたちにとって、安心できる居場所となるよう、教育活動の充実を図ります。また、児童生徒個々の状況を把握し、不登校の未然防止に努めます。 【指標 1 2】
2	教職員がカウンセリングマインド*をさらに意識した指導を行い、子どもたちの自尊感情を高める取組を進めます。
3	不登校の状況改善や社会的自立に向けて、学校だけでなく家庭や地域社会、関係機関との連携をより一層深め、個別のケース会議を進める中で、適切な対応を行います。

基本施策（3）防災・安全教育の推進

市民アンケートの結果において阪神・淡路大震災を風化させない取組が求められていることから、震災の体験を語り継ぐとともに、いざという時に、子どもが自ら身を守り安全を確保することができる能力を培うことが必要です。

また、学校園において予想される様々な災害に対する防災計画の策定や訓練の実施を行うことが必要です。

今後発生が懸念される大地震に対応した防災意識の醸成と避難訓練等、より実践的な防災・安全教育を進めていくことが必要です。

施策の方向

- ① 語り継ぐ芦屋の防災教育の推進
- ② 地域と連携した安全教育の推進

施策の方向 ① 語り継ぐ芦屋の防災教育の推進

子どもの発達段階に応じた防災に関する実践的な態度や能力の育成に努めます。

No.	主な取組
1	今後とも、阪神・淡路大震災を風化させないため、震災から学んだことなどを語り継ぐとともに、災害に備える防災・減災の教育を進めます。
2	防災教育の内容を教科横断的な視点で、各教科の学習内容と結びつけ、防災・減災の指導の充実を図り、災害時には、自ら考え、判断し、行動する力を育成します。

施策の方向 ② 地域と連携した安全教育の推進

学校園と家庭や地域との連携を更に強め、子どもの安全確保及び安全・安心な学校園づくりを進めます。

No.	主な取組
1	就学前施設*・小学校・中学校の交通安全教室や自転車教室を継続実施し、交通安全の意識向上を図ります。
2	防犯教室等を継続して実施し、子ども自らが危険を回避し命を守る能力を身につけるための指導を推進します。
3	芦屋市通学路安全プログラム*に基づき、通学路の合同点検を行政、警察、学校、地域等で連携して実施し、危険箇所の点検・改善を進めます。【指標13】

【重点目標2 命と人権を大切にす教育の充実 指標】

基本施策(2) 子どもの内面理解に基づく 生徒指導の充実		現状(R1)	目標(R7)	備考
指標12	中学校における不登校生徒の割合(%)	5.4	4.0	文部科学省が実施する児童生徒の問題行動等生徒指導に関する調査において、中学校で不登校により年間30日以上欠席した生徒の割合。 【出所】児童生徒の問題行動等生徒指導に関する調査
基本施策(3) 防災・安全教育の推進		現状(R1)	目標(R7)	備考
指標13	通学路合同点検において確認された危険箇所(市が実施主体となる箇所のみ)の改善割合(%/年)	100.0	100.0	芦屋市通学路安全プログラム*に基づき実施した合同点検において要望のあった危険箇所の改善割合。 【出所】通学路合同点検報告会資料

重点目標3 地域社会総がかりの教育施策の推進

基本施策（1）学校園・家庭・地域の連携による支援

市民アンケートから、「地域の教育力」を高めるために必要だと思うことについて、小学生保護者調査、中学生保護者調査ともに、「子ども同士が、地域で遊んだりスポーツ活動などができるようにする」の割合が最も高く、次いで「地域の大人が子どもたちに関心を持ち、ほめたり注意したりする」、「子どもの見守りを充実させ、子どもたちが安心して遊べるようにする」となっていることから、学校園・地域・家庭の連携の場を継続して提供し、地域住民が主体となったコミュニティ・スクール*活動などを通して地域の教育力の向上を図ることが必要です。

本市では、平成27年3月に「芦屋市子ども・若者計画」を、令和2年3月に「第2期芦屋市子ども・若者計画」を策定し、思春期から30歳代までの不登校やひきこもり、若年無業者（ニート）等、困難を有する子ども・若者を支援するとともに、既存事業の見直しを行い、インターネットなど今日的な課題に注視した新たな計画として推進しています。

困難を有する若者の自立及び社会参加を支援する若者相談窓口として、若者相談センター「アサガオ」*を設置していますが、認知度に課題がみられます。

様々な課題を抱え、困難を有する子ども・若者が孤立しないよう、周囲の人が声をかけて支えあうとともに、関係機関が連携し、相談支援体制を整備することが必要です。また、進学や就職、将来についての不安を抱えた人に対する情報提供や、社会的・経済的に自立できるよう就労支援等を行うことが必要です。

また、全国的に、いじめや不登校、ひきこもり、虐待といった子ども・若者を取り巻く課題がみられる中、本市では、関係機関の適切な対応と連携体制の充実に取り組んでいく必要があります。

施策の方向

- ① 子どもの居場所づくりの推進
- ② 地域と連携した青少年の健全育成
- ③ 地域による学校支援の推進
- ④ 困難を有する子ども・若者の包括的な支援
- ⑤ 家庭・地域の教育力の向上

施策の方向 ① 子どもの居場所づくりの推進

勉強やスポーツ・文化活動，地域住民との交流活動等の取組を実施することにより，子どもたちが地域社会の中で，心豊かで健やかに育つ居場所や環境づくりを推進します。

No.	主な取組
1	放課後や週末等に小学校施設等を活用して，地域の方々の参画を得て，子どもたちの安全・安心な活動拠点としての校庭開放，あしやキッズスクエア*を引き続き開設します。 【指標 1 4】

施策の方向 ② 地域と連携した青少年の健全育成

学校園・家庭・地域が連携して子どもたちの育成を支える活動を推進します。

No.	主な取組
1	小学校を核とした活発な地域交流により，地域全体で子どもたちの育成を支えられるよう，コミュニティ・スクール*の活動支援を行います。
2	世代間交流や地域団体との交流を目的として，「昔あそび教室」等の事業を開催します。
3	青少年によるあしやキッズスクエア*等の参画を進め，青少年の健全育成に努めます。 【指標 1 5】
4	「芦屋市子ども会連絡協議会」等の青少年団体活動を支援します。
5	愛護委員による市内街頭巡視活動をはじめとした，青少年の健全な育成環境の維持に努めます。
6	持続可能な運営を行いながら，放課後児童健全育成事業*の充実を図ります。 【指標 1 6】
7	子どもたちが自発的にのびのびと過ごす居場所づくりと企業 NPO・地域・近隣の高校大学の多様な協働による体験活動を提供します。 【指標 1 7】

施策の方向 ③ 地域による学校支援の推進

P T Aや愛護委員会、小・中学校、幼稚園、保育所等と連携して、登下校の見守りやあいさつ活動を実施するほか、緑化・清掃・図書に関する環境整備や学習支援、読み聞かせなどの学校支援活動の推進を図ります。

No.	主な取組
1	P T Aや地域を中心とした学校支援ボランティアグループ等に対し、活動がより円滑に行えるよう支援を行います。【指標18】
2	青色回転灯付自動車による見守り巡回パトロールを継続して実施します。

施策の方向 ④ 困難を有する子ども・若者の包括的な支援

ひきこもり等社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者が、社会とのつながりを回復し、自立に向けて動き始めることができるよう、関係機関やN P Oなどの民間団体と連携・協力しながら支援します。

No.	主な取組
1	若者相談センター「アサガオ」*を中心に、困難を有する子ども・若者への包括的支援をめざし、関係機関との情報共有に努め、連携した支援に取り組みます。【指標19】
2	困難を有する子ども・若者への個別支援については、医療機関等の専門機関へのつながりを充実させ、ソーシャル・ワーク*を進めます。
3	若者相談センター「アサガオ」*においてピアサポート*を充実させます。
4	市立3中学校を卒業した生徒の進路追跡調査を行い、長期欠席・転学・不登校などの生徒について学校と連携して支援を行います。

施策の方向 ⑤ 家庭・地域の教育力の向上

地域における学習活動を活性化し、様々な課題等に対応するとともに、地域の教育力の向上を図ります。

No.	主な取組
1	生涯学習出前講座*の内容をニーズに合わせ充実を図ります。
2	家庭の教育力を高めるための子育てセミナーの実施を支援します。
3	コミュニケーション教室としてアサガオセミナーを実施します。
4	「中学校区青少年健全育成推進会議」を通じて、研修会などを開催し、青少年健全育成事業を実施します。

基本施策（２）質の高い教育環境の整備

子どもたちの状況の変化や、保護者や社会からの要請が多様化・高度化する中で、地域に信頼される開かれた学校園づくりを進めることが重要です。

アンケート調査では、市民、教職員とも、半数以上が、学校校舎・施設の老朽化対策を充実してほしいと望んでいます。児童生徒が良好な環境で学習活動を継続できるよう、「芦屋市公共施設等総合管理計画」に基づき、子どもの安全面を最優先に計画的に学校施設設備の改修を行うことが必要です。

また、児童生徒１人１台タブレット端末等が、快適で安全・安心に活用できるように、さらに整備する必要があります。

学校・保護者・地域住民がともに知恵を出し合い、それぞれの役割を担って協働しながら、子どもたちの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を進めるための学校運営協議会*の組織づくりに向けて、取り組んでいくことが必要です。

施策の方向

- ① 安全で快適な魅力ある学習環境の整備
- ② 就学前施設*、小学校、中学校の連携強化
- ③ 開かれた学校園づくりの推進
- ④ 学びの機会を保障するための支援

施策の方向

① 安全で快適な魅力ある学習環境の整備

学校園施設や教育備品の整備を通じて、安全で質の高い教育施設の整備に取り組みます。

また、先端技術を活用した個別最適化された学びや、ICT*を活用した協働的な学びを通じて授業の変容を実現し、児童生徒、教員双方の力を最大限に引き出していきます。

No.	主な取組
1	老朽化した精道中学校の建替えを実施します。
2	タブレット端末等のICT*が安全・安心・快適に活用できるよう、ICT*環境を整備します。

施策の方向 ② 就学前施設*，小学校，中学校の連携強化

全ての中学校区において，就学前施設*，小学校，中学校の連携を推進し，育ちと学びをつなぐ教育の円滑な接続に努めます。

No.	主な取組
1	芦屋市接続期カリキュラムに基づき，就学前教育・保育施設と小学校との連携を推進します。就学前教育・保育施設と小学校の保育や授業の相互参観や交流をさらに進めます。
2	小・中学校の教員が学び合う授業研究会を開催するなど，小・中学校が連携することで，学びの連続性をふまえた教育を推進します。
3	幼・小・中の校種を越えた研究部会の活動を推進します。

施策の方向 ③ 開かれた学校園づくりの推進

学校が保護者や地域の方々の理解と参画を得て，社会に開かれた教育課程として創意工夫しながら特色ある教育活動に取り組み，特色ある学校園づくりを支援します。

No.	主な取組
1	各学校園におけるホームページの充実を図ります。
2	保護者，地域の方等の人材や教育資源を活用し，学校園の教育活動を進めます。 【指標20】
3	学校・地域・保護者が課題，情報等を共有し，熟議し，意思を形成しながら学校運営協議会*の設置及び運営を進めていきます。

施策の方向 ④ 学びの機会を保障するための支援

経済的な理由などにより就園、就学が困難な子どもたちに対して、学習の機会を保障するための支援を実施します。

No.	主な取組
1	幼児教育・保育の無償化はもとより、就学援助や高校奨学金など教育費の負担軽減に向けた経済的支援に取り組みます。

基本施策（３）教職員の資質・能力の向上

市民・保護者アンケートから、「教員の質，指導力，能力を向上させる」ことを求める意見が多くあり，教職員はその職に対する使命感と高い倫理感を保持しながら，豊かな人間性の涵養に努める必要があります。

実践的指導力を高めるためには，日常的に子どもたち一人ひとりの個性や能力，可能性を伸ばし育てるとともに，地域・保護者との連携など，様々な教育課題に適切に対応できるよう，研究と修養に努めるとともに，新学習指導要領に基づいた評価基準や学習評価のあり方を学ぶ研修，ICT*を活用した授業づくり，効果的なオンライン授業の方法も含めた主体的・対話的で深い学びの実現ができるような研修の機会の充実を図っていくことが必要です。

また，若手教職員等，指導経験が少ない教職員の指導力向上を図りつつ，全ての教職員において学び続ける教職員像の確立をめざし，教職員全体の資質向上を引き続き図っていく必要があります。

施策の方向

- ① 教職員のキャリアステージ*に応じた研修の充実
- ② 教職員が子どもと向き合う時間の確保

施策の方向 ① 教職員のキャリアステージ*に応じた研修の充実

子どもたち一人ひとりの学びを最大限に引き出し、個性や能力、可能性を伸ばし育てるとともに、様々な教育課題に適切に対応できるよう、教職員の専門性や実践的指導力を向上させるための研修の充実に努めます。

No.	主な取組
1	一般・課題別研修講座，教師力向上支援講座，ICT*活用研修講座などの各種研修の充実を図ります。各校で実施される校内研修会の更なる推進やサポートを行います。 【指標 2 1】
2	新任教職員及び経験年数5年までの教職員の研修講座の充実を図ります。
3	幼・小・中の連携も視野に入れながら教科等部会や研究部会の更なる活性化を図ります。
4	学校支援相談員*による各校への巡回指導および臨時的任用教員研修会の充実を図り，指導力向上，学校支援に努めます。
5	学校園の組織力を向上させるため，喫緊の教育課題に応じた校園長研修，教頭研修，主幹教諭研修の充実を図ります。

施策の方向 ② 教職員が子どもと向き合う時間の確保

教職員がゆとりをもって子どもたちに接することができるよう，学校業務改善ポリシーに基づき，教職員の働き方改革を進めます。

No.	主な取組
1	校務支援システム*やICT*を有効に活用し，校務の効率化を図ります。 【指標 2 2】
2	外部人材の有効活用について研究を進めます。
3	校内業務改善組織の活性化を図りながら，定時退勤日，ノ一部活デー，ノ一会議デーの更なる徹底を図ります。

【重点目標 3 地域社会総がかりの教育施策の推進 指標】

基本施策（1） 学校園・家庭・地域の連携による支援		現状（R1）	目標（R7）	備考
指標 14	あしやキッズスクエア*、校庭開放、子ども教室*の開催日数（日／年）	1,815	2,035	あしやキッズスクエア*、校庭開放及び子ども教室*の開催日数。 【出所】課内資料
指標 15	青少年の自主的活動（青少年リーダー*及び青少年ボランティア）者数（人／年）	440	600	芦屋市子ども会連絡協議会、あしやキッズスクエア*における青少年リーダー*及びボランティアの年間延べ活動者数。 【出所】課内資料
指標 16	放課後児童健全育成事業*の待機児童数（人）	0	0	年度当初における放課後児童健全育成事業*の利用申請をした児童で、定員等の関係で利用できなかった児童数。 【出所】課内資料
指標 17	あしやキッズスクエア*でのプログラム実施回数（回／年）	784	800	あしやキッズスクエア*で開催するプログラムの実施回数。 【出所】課内資料
指標 18	学校支援ボランティアグループの活動実施日数（日／年）	651	700	学校支援ボランティアグループの活動延べ日数。 【出所】課内資料
指標 19	若者相談センター「アサガオ」*の支援対象者数（人／年）	116	150	若者相談センター「アサガオ」*支援対象年間実人数。 【出所】課内資料
基本施策（2） 質の高い教育環境の整備		現状（R1）	目標（R7）	備考
指標 20	教育ボランティアの活動人数（人／年）	600	600	外部人材を教育ボランティアとして活用し、特色ある教育活動を行う事業において、学校園が活用した年間の教育ボランティアの延べ人数。 【出所】事務報告書
基本施策（3） 教職員の資質・能力の向上		現状（R1）	目標（R7）	備考
指標 21	一般・課題別・ICT*研修講座満足度	3.6	3.8	一般・課題別・ICT*研修講座満足度（項目ごとに受講者アンケートによる4段階評価）。 【出所】課内資料
指標 22	様々な業務改善を推進する中で、専門性の向上に費やす時間やゆとりをもって子どもと接する時間が増えたと感じる教職員の割合（％）	50.0	75.0	教職員対象に実施する学校業務改善アンケート調査において、教職員が様々な業務改善（校務支援システム*やICT*機器の有効活用、応答メッセージ、外部人材の有効活用、校内業務改善組織の活性化等）を進める中で、教材研究等専門性の向上に費やす時間やゆとりをもって子どもと接する時間が増えた」と回答した割合。 【出所】芦屋市学校業務改善アンケート

重点目標 4 人生 100 年を通じた学びの推進

基本施策（1）生涯学習の推進

人生 100 年時代*に向け、すべての人の学習意欲に応えられるよう、多様な学習機会の提供や、多くの市民が学びの成果を地域で生かし、地域の課題に取り組み、人と人がつながりあうための活動が重要です。

市民アンケートから、仕事や家事、学業のほかに、学んだり活動したいと思うこととして、「日常生活・家庭生活に役立つもの」「教養を高めること」「文化・芸術活動に関するもの」「職業や資格に関するもの」について潜在ニーズが高くなっています。

また、地域や家庭での学習活動を行っている人の回答として、学習成果をボランティアとして生かすことについて、「要請があれば生かしてもよい」の割合が最も高く、人とのネットワークを育み、広く強くつながりあえる力を培うことで、地域コミュニティの維持・活性化や地域課題の解決に寄与する「学び」と「活動」の循環の形成が期待できます。

市内にある学習資源を生かしながら、学習しやすい日程、内容等を工夫していくことが重要であり、市民の様々な生涯学習活動の成果を学校や地域に還元し、地域での課題解決に生かしていくことが重要です。

施策の方向

- ① 生涯学習の機会の充実
- ② 指導者の養成・育成
- ③ 学習情報の収集・提供

施策の方向 ① 生涯学習の機会の充実

市民の生涯学習は、複雑化する現代を反映して学習ニーズの多様化や高度化が顕著になっています。学習者の要求課題や必要課題（地域課題、現代的課題等）に対応した支援ができるように、市内の社会教育施設で、様々な生涯学習の場を提供します。

No.	主な取組
1	芦屋の歴史を知り、郷土への愛着が育まれるよう市内の歴史文化遺産の理解の促進を図ります。
2	美術博物館がより市民に親しまれるよう、美術作家による講座や音楽家等と協力したコンサートをを行うなど、事業の充実を図ります。
3	美術博物館と就学前施設*・学校とが連携した美術レクチャー、造形教室、ワークショップ*等、活動の充実と利用促進を図ります。【指標23】
4	文化ゾーン（図書館、谷崎潤一郎記念館、美術博物館）の利点を生かし、三館の連携・協力による事業の取組を進めます。
5	社会教育活動を活発にし、社会教育関係団体の活動が芦屋の市民文化を支える核となるよう活躍の機会を提供し、支援します。
6	様々な学習を行う市民グループ等の活動を周知して、生涯学習をしようと考えている市民が、体験的に活動に参加できるようにします。
7	音楽コンサート、落語、映画等の芸術を鑑賞する機会を提供するなど、市民センターにおける文化事業の充実を図ります。
8	市民の学習ニーズや現代の教育課題に応じた講座・セミナー・音楽会等を開催します。
9	高齢者の学習機会の整備と社会的活動への参加促進を図るため、60歳以上の市民を対象とした芦屋川カレッジやカレッジ大学院*などを引き続き実施します。
10	市民の文化意識の向上を図るため、常設展示事業・公民館ギャラリーを実施します。

施策の方向 ② 指導者の養成・育成

社会教育活動において、自らリーダーとなって活躍できる専門性の高いボランティアを養成するため、研修会や講習会を実施するとともに、学んだ方が活躍できる機会の提供を図ります。

No.	主な取組
1	あしや学びあいセミナー(市民版出前講座*)に登録する団体を増やし、市民協働による事業の充実を図ります。【指標24】
2	市民の力で芦屋の歴史を守り、継承されるよう、文化財の保存・活用における文化財ボランティアの活動の充実を図ります。【指標25】

施策の方向 ③ 学習情報の収集・提供

市民の誰もがどこでも学習情報を入手できるよう、広報紙のほか、インターネットなど多様な媒体により、わかりやすく提供します。

No.	主な取組
1	学びたいときに、学びたい内容についての情報が入手できるよう、学習情報として「公民館講座」の内容及び周知方法の充実を図ります。【指標26】
2	文化財の周知・普及等の広報活動の充実を図ります。
3	様々な団体が連携して活動ができるよう、社会教育関係団体間の情報交流・発信を支援します。
4	芦屋の魅力を知り、誇りが持てるよう、芦屋ゆかりの文化・芸術への理解を深める事業の充実を図ります。
5	公民館では、学習相談を実施し、学習情報の提供を行います。

基本施策（２）あしやスポーツ文化の推進

本市では、平成 15 年 3 月に策定した「芦屋市スポーツ振興基本計画」に基づき、平成 26 年 3 月には、「芦屋市スポーツ推進実施計画*（前期）」を、平成 31 年 3 月には、「芦屋市スポーツ推進実施計画*（後期）」を策定し、「ライフステージに応じたスポーツの推進」、「スポーツ文化の推進」、「学校・地域連携の推進」、「芦屋らしいスポーツの推進」の 4 つの柱を目標として掲げ、すべての市民が健康で豊かなスポーツ文化を楽しむことができる環境を創ることをめざし、スポーツ施策を展開してきました。

本市は、大阪と神戸の二大都市の間に位置し、交通の利便性などの居住条件に優れているだけでなく、北の緑豊かな六甲の山なみ、南の芦屋浜、芦屋の風景の代表でもある南北に流れる芦屋川等の自然環境にも恵まれていることから、こうした特性を生かした芦屋らしいスポーツを推進していくことにより地域の活性化が図られることが期待されます。

芦屋市民スポーツ意識調査結果によると、この 1 年間に行った運動・スポーツ種目は、「散歩、ウォーキング」、「ストレッチング」、「体操」の順に高くなっています。

市民のニーズに応じた情報提供を実施するためにも、SNS*を活用したスポーツ情報の効果的な提供や、情報サービスの一元化に取り組むとともに、六甲山をはじめとした豊かな自然や、阪神間モダニズムの文化を生かした“芦屋らしいスポーツ”の推進を図っていくことが重要です。

施策の方向

- ① ライフステージに応じたスポーツの推進
- ② スポーツ文化の推進
- ③ 学校・地域連携の推進
- ④ 芦屋らしいスポーツの推進

施策の方向 ① ライフステージに応じたスポーツの推進

市民一人ひとりのライフステージに応じたスポーツ活動を支援するとともに、障がいのある人の実践者を支援します。また、競技スポーツとしてのアスリートを支援します。

No.	主な取組
1	ファミリースポーツのつどいなど、幼年・少年期から成人・高齢期まで、それぞれのライフステージに応じたスポーツ教室やイベントなどを企画、開催していきます。
2	世代を超え、誰もが参加してきた「ラジオ体操」を見直し、指導者の研修会や市民対象の講習会等を行い、充実を図り推進していきます。【指標27】
3	障がい者スポーツのすそ野拡大のため、しょうがい者とのスポーツ交流ひろば事業等の充実を図ります。

施策の方向 ② スポーツ文化の推進

スポーツの意義や価値観が広く市民に共有されることを目的に、文化面からスポーツを捉えた事業の推進を図ります。

No.	主な取組
1	「あしやスポーツ文化」を育てるため、スポーツ絵画展、フォトコンテストやポスター展などの文化的行事をスポーツ団体と連携して開催します。
2	スポーツにおける功績者や実技者で顕著な成績を修めたアスリートを表彰し、スポーツ文化の推進の高揚に努めていきます。

施策の方向 ③ 学校・地域連携の推進

スポーツ団体間の連携や交流事業の支援を行い、近隣の教育機関と連携し、総合的・効果的なスポーツ推進施策を進めます。

No.	主な取組
1	スポーツ団体間の交流事業を支援するとともに、それぞれの課題を協議し、事業を推進していきます。
2	スポーツ研究者との交流や施設の開放等、市と近隣大学等の連携・協働により地域への貢献を図っていきます。

施策の方向 ④ 芦屋らしいスポーツの推進

豊かな自然環境や、阪神間モダニズムの文化を生かした“芦屋らしいスポーツ”の推進を図ります。

No.	主な取組
1	市内におけるスポーツ実施率の高い種目について、市民対象の競技会を行うなど充実を図り推進します。
2	六甲山系や芦屋浜の自然の中で行うスポーツ行事の実施や、環境の整備を図ります。

【重点目標 4 人生 100 年を通じた学びの推進 指標】

基本施策（１） 生涯学習の推進		現状（R1）	目標（R7）	備考
指標 23	中学生以下の美術博物館入館者数（人／年）	1,742	2,000	中学生以下の美術博物館への延べ入館者数。 【出所】課内資料
指標 24	あしや学びあいセミナー（市民版出前講座*）に登録する団体数	33	40	あしや学びあいセミナー（市民版出前講座*）に登録する団体数。 【出所】課内資料
指標 25	文化財の整理作業補助等に関わる「文化財ボランティア」の活動者数（人／年）	14	15	文化財の整理作業の補助やトライやる・ウィーク*の生徒に対する指導協力、展示や企画などを行う「文化財ボランティア」の年間実活動者数。 【出所】課内資料
指標 26	公民館講座等の受講率（%）	81.4	85.0	公民館講座等の受講率。 【出所】課内資料
基本施策（２） あしやスポーツ文化の推進		現状（R1）	目標（R7）	備考
指標 27	スポーツ啓発事業参加者数（人／年）	479	700	スポーツ啓発事業への参加者年間合計数。 スポーツ啓発事業とは、スポーツ推進のため、市民の方が、気軽に参加していただけるスポーツとして 1 年を通して随時実施している、次のような事業。 ・新体力テスト測定会 & 健康・体力づくり相談 ・公式ワナゲのつどい ・公式ワナゲ体験講習会 ・ファミリースポーツのつどい ・市マラソンクリニック ・障がい者とのスポーツ交流広場など、その他 合計 12 事業 【出所】事務報告書

重点目標5 読書のまちづくりの推進

基本施策（1）ブックワーム芦屋っ子*の育成

読書は、知らないことが分かり、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにするなどその良さは誰もが認めるところです。そのため、読書活動の充実を図り、子どもたち自らが本を手に取り、本が好きな子どもを育てていくことが重要です。

読書活動を通じて計画的・継続的な学校図書館の活用を図るとともに、授業や教育活動全般で読み聞かせやペア読書を通して、人とのつながりを深める読書活動の充実を図り、子どもたちの豊かな心を育成することが必要です。

また、学校図書館を、読書活動や読書指導としての「読書センター」、児童生徒の自発的・主体的な学習活動を支援し、情報の収集・選択・活用能力を育成するための「学習情報センター」としての機能を持った環境にしていくことが重要です。

施策の方向

- ① 子どもの読書習慣の確立
- ② 学校図書館の利用促進
- ③ 公立図書館と連携した教育活動の推進

施策の方向 ① 子どもの読書習慣の確立

家庭や学校での読み聞かせ，読書月間，朝読，家読（うちどく）*等，様々な機会を通して，読書習慣の確立をめざし，本が好きな子どもを育てます。

No.	主な取組
1	家庭内で本に親しむ機会を増やせるよう，親子向けの読み聞かせを実施します。
2	「おはなしノート」「読書記録」「読書スタンプラリー」の更なる活用を図るとともに，様々なジャンルの本との出会いや本への興味が広がる取組を授業や保育を通して推進していきます。
3	教育課程に位置づけながら教科指導等において，計画的，継続的な学校図書館の活用を通して，読書活動を実施していきます。
4	本を活用して，人とのつながりを深める主体的，意欲的な読書活動の充実を図ります。
5	研究発表会等を開催し，学校園の読書推進の取組成果を広く発信します。
6	読み聞かせ等のボランティアを支援し，学校及び就学前施設*と地域が連携した読書活動を実践します。

施策の方向 ② 学校図書館の利用促進

学校図書館の環境整備を促進し，児童生徒が読書に集中できるようにするとともに，学校図書館を利用した授業実践が行えるよう研修の充実を図ります。

No.	主な取組
1	学校図書館を「学習情報センター」として3つの機能（読書・学習・情報）を位置付け，学校図書館の環境整備を進めるとともに，授業での活用を図ります。
2	司書補助員を継続して配置するとともに，司書教諭や学校図書館担当者等の資質向上のための研修の充実を図ります。
3	学校図書館のレファレンス*機能を充実し，教職員・児童生徒に対して，学習に必要な資料や役立つ情報を積極的に提供し，学校図書館の利用を増やします。 【指標28】
4	図書ボランティア等や地域とも連携し，学校図書館の環境整備を進めます。

施策の方向 ③ 公立図書館と連携した教育活動の推進

公立図書館事業への参加や団体貸出しの活用，合同研修会等を通して連携強化を進めます。

No.	主な取組
1	公立図書館司書と学校図書館関係者との合同研修会を拡充し，連携強化に努めます。
2	公立図書館から学校園への団体貸出し等の利用促進を図ります。

基本施策（２）生涯にわたって読書に親しむ環境の整備

市民一人ひとりが、心豊かに暮らすことができるよう、読書のまちづくりを通して学びを深め、生涯にわたって読書に親しむことができる環境をめざすことが必要です。

市民アンケートでは、芦屋市立図書館を利用しやすくするために必要なこととして、「新しい資料（新刊図書や雑誌）を充実させる」、「読書や調べもののできるスペースを広く確保する」という項目の回答率が高くなっており、さらなる読書環境の整備が求められています。

また、感染症の拡大や災害などの非常時において、資料提供等のサービスを継続できるシステムづくりが課題となっています。

施策の方向

- ① 読書活動を支える公立図書館の機能強化

施策の方向 ① 読書活動を支える公立図書館の機能強化

公立図書館の利用を促進するため、資料等の充実に努めるとともに、講演会やレクリエーションの場を提供するなど、社会教育施設としての機能強化を図ります。

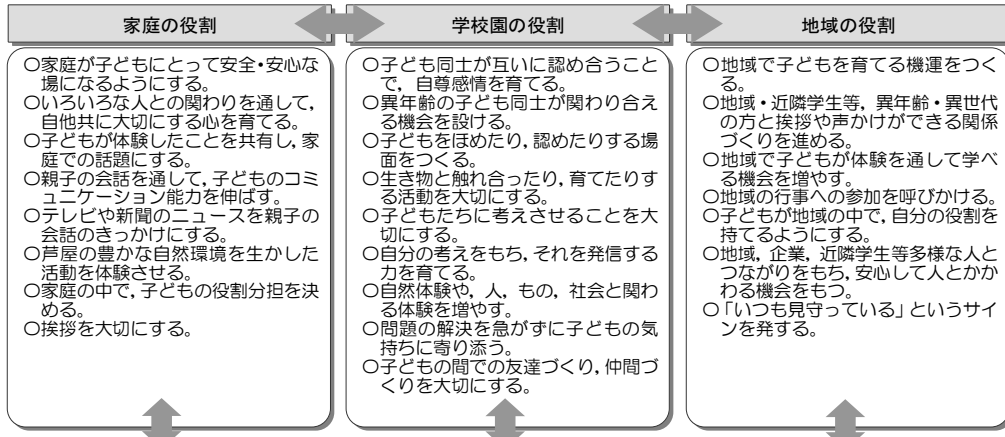
No.	主な取組
1	電子図書館システムの導入や打出分室の改修工事など、ICT*の活用および読書環境の整備を図ります。
2	市民が知識や教養を深めたり、情報を活用できるよう、資料の充実に努めるとともに、レファレンス*機能を強化します。【指標29】
3	子どもたちが本に親しみ、楽しい読書体験ができるよう、児童図書の充実に努めます。【指標30】
4	学校園との連携による図書館利用の促進に努めます。
5	公民館図書室では、公立図書館と連携し、市民サービスの向上に努めます。

【重点目標5 読書のまちづくりの推進 指標】

基本施策（1） ブックワーム芦屋っ子* の育成		現状（R1）	目標（R7）	備考
指標 28	児童生徒一人あたりの学校図書館における図書貸出冊数（冊／年）	小学校 79.4	小学校 80.0	小学校、中学校の学校図書館における児童生徒一人あたりの年間の図書の貸出冊数。 【出所】事務事業評価報告書
		中学校 16.5	中学校 20.0	
基本施策（2） 生涯にわたって読書に親しむ 環境の整備		現状（R1）	目標（R7）	備考
指標 29	公立図書館における市民1人あたりの図書貸出冊数（冊／年）	7.2	8.0	図書館（本館・分室）における図書貸出冊数を人口で割った冊数。 【出所】事務報告書
指標 30	公立図書館における児童（7～15歳）の図書貸出冊数（冊／年）	54,839	73,480	公立図書館における児童（7～15歳）の図書貸出冊数。 【出所】図書館年報

【学校園・家庭・地域の役割の例示】 芦屋で育てる“夢と志をもって自らの未来を切り拓く子どもの姿”

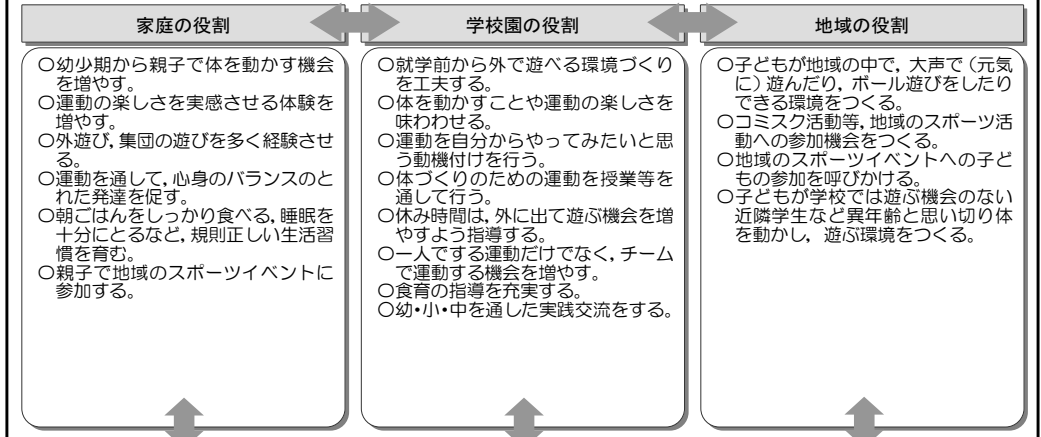
育てたい子どもの姿1 人とかかわりやつながりを尊重でき、寛容な心を持つ子ども



《教育施策の重点目標》と《取組の方向性》

- 子どもたちの「生きる力」の育成と個を伸ばす教育の充実
 - (3) 「豊かな心」の育成
- 地域社会総がかりの教育施策の推進
 - (1) 学校園・家庭・地域の連携による支援 (2) 質の高い教育環境の整備 (3) 教職員の資質・能力の向上

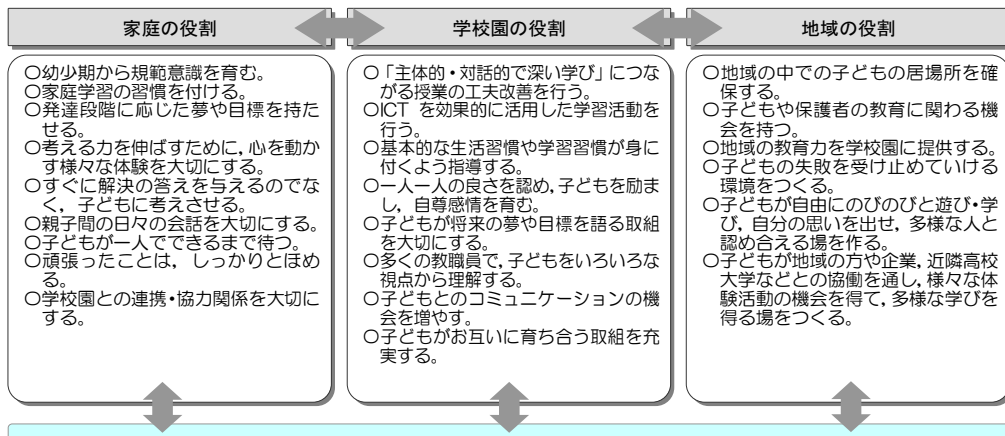
育てたい子どもの姿3 体を動かすことが好きで、健康への意識を向上させる子ども



《教育施策の重点目標》と《取組の方向性》

- 子どもたちの「生きる力」の育成と個を伸ばす教育の充実
 - (4) 「健やかな体」の育成
- 人生100年を通じた学びの推進
 - (1) 生涯学習の推進 (2) あしやスポーツ文化の推進

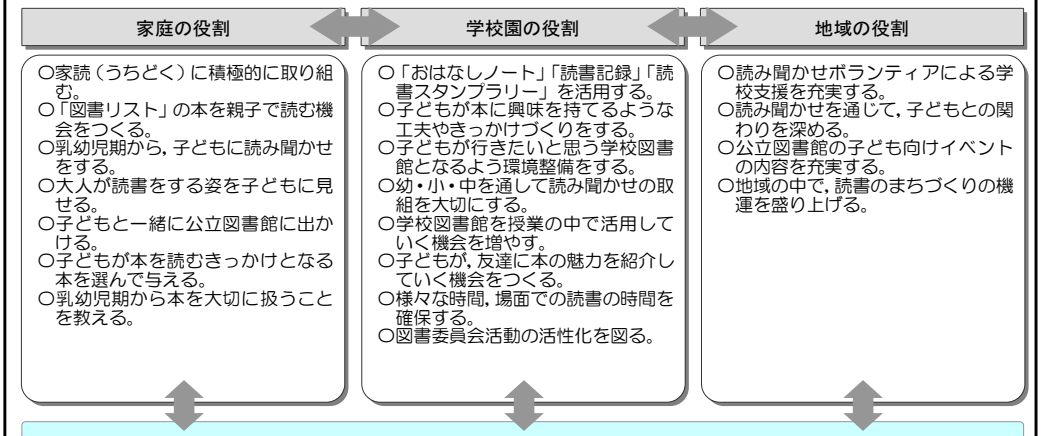
育てたい子どもの姿2 理解していること・理解できることを実践し、学びを深めることができる子ども



《教育施策の重点目標》と《取組の方向性》

- 子どもたちの「生きる力」の育成と個を伸ばす教育の充実
 - (1) 就学前教育の推進 (2) 「確かな学力」の育成 (5) 特別支援教育の推進
- 命と人権を大切にする教育の充実
 - (1) 人権尊重の理念に基づく「共生」の心の育成 (2) 子どもの内面理解に基づく生徒指導の充実 (3) 防災・安全教育の推進

育てたい子どもの姿4 自ら本を手に取り、本が好きなお子



《教育施策の重点目標》と《取組の方向性》

- 読書のまちづくりの推進
 - (1) ブックワーム芦屋っ子の育成 (2) 生涯にわたって読書に親しむ環境の整備

資料

1 計画策定の経過

開催日等	開催事項	内容
令和2年 7月2日	第1回策定委員会	○第3期教育振興基本計画の策定について ○アンケート調査について ○今後のスケジュール ○意見交換「これからの芦屋の教育に望むもの」
7月6日	第1回幹事会	○アンケート調査について
7月22日から 8月11日まで	アンケート調査	一般市民2,000名, 児童生徒(小5及び中2), 児童生徒の保護者, 教職員
9月15日	第2回策定委員会	○第3期芦屋市教育振興基本計画に向けた現状と課題について ○芦屋市教育振興に関するアンケート調査 調査結果報告書について ○第3期芦屋市教育振興基本計画の体系・骨子(案)について
10月20日	第3回策定委員会	○計画素案について
10月22日	教育委員会	○計画素案について報告
11月4日	第2回幹事会	○計画素案について
11月18日	第4回策定委員会	○計画原案(案)について
11月19日	第3回幹事会	○計画原案(案)について
11月19日	教育委員会	○計画原案(案)について報告
11月20日	第1回策定本部会議	○計画原案(案)について
12月2日		民生文教常任委員会所管事務調査において原案の説明
12月14日から 令和3年 1月22日まで	パブリック コメントの募集	12月号広報にて周知
2月4日	第5回策定委員会	○パブリックコメントの結果及びその対応について ○計画原案について
2月4日	第4回幹事会	○計画原案について
2月4日	教育委員会	○計画原案について報告
2月10日	第2回策定本部会議	○計画原案について
2月18日		民生文教常任委員会所管事務調査においてパブリックコメントの結果及びその対応を報告, 計画案の説明
3月		策定

2 要綱・委員名簿等

(1) 芦屋市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

平成27年6月9日一部改正

(設置)

第1条 芦屋市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）の原案を策定するため、芦屋市教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、基本計画の原案策定に関する事その他設置目的達成のために必要な事項に関することを所掌する。

(組織)

第3条 委員会は、17人以内の委員をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市PTA関係者
- (3) 学校教育関係者
- (4) 社会教育関係者
- (5) 市民
- (6) 行政関係者
- (7) その他教育委員会が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から基本計画原案策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、学識経験者の委員の中から選任し、副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会において、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画部政策推進課、教育委員会管理部管理課、学校教育部学校教育課及び社会教育部生涯学習課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(2) 芦屋市教育振興基本計画策定委員名簿

令和2年10月19日現在

氏名	区分	所属・役職等
浅野 良一	学識経験者	兵庫教育大学大学院教授
今西 幸蔵	学識経験者	高野山大学客員教授
丹下 秀夫	学識経験者	芦屋大学准教授
極楽地 愛子	P T A関係者	芦屋市P T A連絡協議会（中学校）
伊東 典子	P T A関係者	芦屋市P T A連絡協議会（小学校）
木村 奈々	P T A関係者	芦屋市P T A連絡協議会（幼稚園）
北尾 文孝	学校教育関係者	芦屋市立潮見中学校長
山田 耕治	学校教育関係者	芦屋市立潮見小学校長
高橋 弘美	学校教育関係者	芦屋市立小槌幼稚園長
西馬 由華	学校教育関係者	芦屋市立浜風小学校教諭
西野 悦子	社会教育関係者	芦屋市コミスク連絡協議会
中島 幸夫	社会教育関係者	芦屋川カレッジ学友会副会長
城戸 知子	市民	公募市民
井岡 祥一	行政関係者	学校教育部長
中西 勉	行政関係者	社会教育部長
岸田 太	行政関係者	こども・健康部長

(3) 芦屋市教育振興基本計画策定本部設置要綱

令和2年4月1日一部改正

(設置)

第1条 芦屋市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するため、芦屋市教育振興基本計画策定本部（以下「策定本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 基本計画の策定に関すること。
- (2) 基本計画に関する関係部局の総合調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 策定本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- 3 本部長は、会務を総理し、策定本部を代表する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 本部員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4条 策定本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

(幹事会)

第5条 策定本部は、その所掌事務に関する具体的な施策を検討するために、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は、管理部長をもって充て、副委員長は、学校教育部長、社会教育部長及び企画部長をもって充てる。
- 4 委員長は、幹事会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 委員は、別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 7 委員長が必要と認めるときは、幹事会に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第6条 策定本部の庶務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局長は、管理部長をもって充て、事務局次長には、管理課長、学校教育課長及び生涯学習課長をもって充てる。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

別表第1（第3条関係）

（本部員）

企画部長

総務部長

総務部参事（財務担当部長）

市民生活部長

福祉部長

こども・健康部長

都市建設部長

教育委員会学校教育部長

教育委員会社会教育部長

別表第2（第5条関係）

（幹事会委員）

企画部政策推進課長

総務部文書法制課長

総務部財政課長

市民生活部人権・男女共生課長

福祉部地域福祉課長

福祉部障がい福祉課長

こども・健康部子育て推進課長

こども・健康部主幹（子育て施設担当課長）

こども・健康部主幹（施設整備担当課長）

こども・健康部健康課長

都市建設部防災安全課長

教育委員会管理部教職員課長

教育委員会管理部主幹（教職員人事担当課長）

教育委員会学校教育部主幹（学校教育指導担当課長）

教育委員会学校教育部打出教育文化センター所長

教育委員会社会教育部スポーツ推進課長

教育委員会社会教育部青少年育成課長

教育委員会社会教育部市民センター長

教育委員会社会教育部公民館長

教育委員会社会教育部青少年愛護センター所長

教育委員会社会教育部図書館長

3 用語解説

本文中で「*」印をつけている用語の説明です（五十音順）

【あ行】

芦屋川カレッジ・カレッジ大学院

60歳以上の市民を対象に公民館が生涯学習の機会を提供する事業。参加者が学ぶ楽しさ、友との出会い、交流を通じて、より豊かな人生と一緒に送れるようになることを目的とする。カレッジ大学院は、芦屋川カレッジを卒業した方に対し、さらに学べる場を提供するもの。

あしやキッズスクエア

文部科学省「放課後子供教室事業」として、小学校の室内・校庭を利用し、地域の方の参画も得ながら、児童が自由に遊び・学習などを行う居場所づくり機能、企業・地域・近隣高校大学などの協働により様々な体験活動を行う体験プログラム機能の2つを有し、市内全小学校で実施している。例年市内市立小学校児童の約50%が登録。市内在住すべての児童が対象（市外通学児童も参加）。

芦屋市人権教育推進協議会

全ての人の人権が尊重される社会を目指し、芦屋市の人権教育の推進を図ることを目的とし、各種団体、機関及び個人をもって構成する会。

芦屋市スポーツ推進実施計画

「スポーツ振興基本計画」に基づき取り組んできたことを基本に据えつつ、国のスポーツ基本計画や兵庫県スポーツ推進計画を参酌し、スポーツを取り巻く環境の変化に対応しながら、芦屋市がめざす「すべての市民、スポーツ団体、学校・大学、行政等が参画し、ささえ、連携・協働を推進し、あしやスポーツ文化を創る」ための目標や道筋を示す計画。

芦屋市通学路安全プログラム

児童生徒の通学路の安全を確保するため、保護者・地域・関係機関が連携して点検を行い、対策の改善・充実を図っている。取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っているもの。

預かり保育

教育課程に係る教育時間（幼稚園の教育活動）終了後に、希望する在園児を対象に行う教育活動。

インクルーシブ教育

障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組みのこと。障がいのある人が排除されないこと、自己の生活する地域において教育の機会が与えられること、個人に必要な配慮や指導の場が提供されること等が必要とされている。

家読（うちどく）

「家庭読書」、「家族読書」の略語で、家族で読書の習慣を共有することや読書を通じた家族のコミュニケーションづくりを目的としている活動のこと。

【か行】

カウンセリングマインド

受容と共感、積極的な傾聴など、相談を受けた際に来談者中心に話を聴く姿勢のこと。

学習指導員（チューター）

算数・数学における児童生徒の学力向上、基礎基本の定着を図るため各小・中学校に1名ずつ配置している教員免許を持つ職員のこと。学習が遅れがちな児童生徒を中心に、授業中での補助や、放課後の個別学習における支援を行っている。

学力向上パワーアッププラン・学力向上支援プラン

児童生徒の学力向上と、児童生徒の実態に基づいた学習指導方法・指導内容の改善等教師の授業力向上を図ることを目的に、各学校において策定している授業研究の取組等の計画。

学校運営協議会

学校と保護者や地域住民等がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら、子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律（地教行法第47条の5）に基づいた仕組みのこと。

学校支援相談員

豊富な知識や教職経験を有した教職員OBを学校支援相談員として、芦屋市立打出教育文化センターに配置。学校長の要請により各学校を巡回し、経験の浅い教員に対して学習指導、生徒指導、学級経営等に係る指導・支援を行っている。平成20年度は1名、平成21年度より3名。

コーディネーション能力

旧東ドイツのスポーツ運動学者が考え出した理論で、自分の身体を巧みに動かす能力のこと。

キャリア教育

一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育のこと。子どもたちに義務教育の段階から、勤労観・職業観を身に付けさせ、主体的に進路を選択・決定させることをねらいとしている。

キャリアステージ

職歴・経験年数によって分けられる段階。

キャリアパスポート

児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、特別活動の学級活動及びホームルーム活動を中心として、各教科等と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオのこと。

教育のまち芦屋

芦屋の子どもたちが大人になった時に「芦屋で学び、育って、本当によかった」と思えるまちづくり、芦屋市民が「芦屋で暮らして、本当によかった」と思えるまちづくりのこと。

校務支援システム

幼稚園、小・中学校をネットワークでつなぎ、学校業務を円滑に進めているシステムのこと。

合理的配慮

障がいのある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと。

国際文化住宅都市

昭和26年（1951年）に、住民投票によって本市のみに適用される地方自治特別法「芦屋国際文化住宅都市建設法」が公布され、国際性、文化性あふれる住宅都市を目指してまちづくりを進めてきた。

子ども読書のまちづくり

平成20年度から3年間、学校、家庭、地域が一体となって、「ブックワーム芦屋っ子」の育成を目指して、子どもの読書活動の充実とともに、保護者、市民の参画と協働による読書のまちづくりに取り組んだ事業。

コミュニティ・スクール

小学校を学校の教育活動に支障のない範囲内において、地域住民に開放し、自主的な文化活動・スポーツ活動や地域活動を行うことを通じて、住民相互の連帯感や自治意識を高め、よりよいコミュニティの創造・発展を目的として活動しているもの。

市内9か所で活動を展開している本市の特徴的な取組。

なお、文部科学省のいう「コミュニティ・スクール」は、83ページ「学校運営協議会」と同義である。

【さ行】

市民版出前講座

芦屋市社会教育関係登録団体等が活動の中で習得した知識や技術のうち、市民の皆さんが知りたいことや暮らしに役立つ話等について、登録団体等の会員が講師となって出向いて説明する制度。現在、市で行っている出前講座の講師を市民に置き換えた制度。

就学前施設

小学校入学前の子どもたちを対象に教育・保育を行う幼稚園、保育所（園）、認定こども園のこと。

小1プロブレム

小学校に入学したばかりの1年生が、集団行動がとれないなど、学校生活になじめない状態が続くこと。

新学習システム

個に応じたきめ細かな指導を充実させるため、加配教員を配置し、少人数学習や小学校高学年における教科担任制の導入など、各校で工夫した形態をとっている。（県事業）

人生100年時代

平均寿命の伸びにより、100歳前後まで生きることが可能となる時代のこと。令和元年12月に取りまとめられた「人生100年時代構想会議 中間報告」においては、「100年という長い期間をより充実したものとするためには、生涯にわたる学習が必要である」などが述べられており、生涯学習の重要性が一層高まっている。

青少年リーダー

子ども会を中心とした地域活動や野外活動など青少年の団体活動やボランティア活動に参加して、コミュニケーション能力やマネジメント能力の向上をめざす青少年のこと。

ソーシャル・ワーク

社会福祉における専門的援助のこと。

【た行】

中1ギャップ

中学1年生になった時に新しい環境での学習や生活にうまく適応できないこと。

超スマート社会（Society5.0）

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）。

定位能力

コーディネーション能力*の1つで、「距離間」と「空間認知」の能力のこと。

適応教室

芦屋市立打出教育文化センター内に設置されている。不登校または不登校傾向にある児童生徒に対し、個に応じた教育相談や適応指導、保護者への支援を行う教室のこと。学習支援やレクリエーション、体験活動等、様々な活動プログラムにより、関係児童生徒の学校復帰を支援している。

出前講座

市内の事業所や各団体・グループを対象に、希望に応じて市職員を講師として派遣し、職務を通じて得た専門知識を分かりやすく説明する制度のこと。

特別支援教育コーディネーター

各学校園に配置されており、特別支援教育に係る保護者からの相談を受けたり、児童生徒への適切な支援のために、関係機関や関係者の間を連絡・調整したりする役割を中心的に担う職員。

特別支援教育センター

障がいのある子どもに対する教育的支援の拠点で、保健福祉センター内にある。専任の指導員を配置し、学校園や保護者等への相談、支援を行っている。

トライやる・ウィーク

学校・家庭・地域の三者が連携して、平成7年3月から中学生の心の教育の充実を図ることを目的として実施する事業で、中学校2年生が、学校を離れて地域のボランティアの指導のもと、職場体験、福祉体験、勤労生産活動など、5日間、様々な体験活動を行っているもの。

【な行】

認定こども園

幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設のこと。0～2歳の子どもについては、保護者の就労などのために保育を必要とする乳児または幼児を保護者に代わって保育を行い、3～5歳の子どもについては、保護者の働いている状況に関わりなく、教育・保育を一体的に行う。

【は行】

ピアサポート

ピア（仲間）サポート（支援）という意味で、同じ課題や環境を体験する人が、相互の人間関係を豊かにするための場を設定し、その体験から来る感情を共有し、支えあうこと。

ブックワーム芦屋っ子

ブックワーム（本の虫）の意味を含み、読書が大好きな子どもの育成をめざす取組の中で生まれた言葉。

放課後児童健全育成事業

厚生労働省の事業。保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に、適切な遊び及び生活の場を提供する事業。市の事業では、「放課後児童クラブ」として市内市立全小学校で全学年を対象に実施している。

【ま行】

味覚の1週間

フランスで始まった、味わう楽しみ、食文化と向き合う1週間のこと。「味覚の1週間」の中から、児童が五感を使って味わうことの大切さを知り、味わうことの楽しみに触れる体験型学習である「味覚の授業」を主として実施している。

【ら行】

理科推進員

小学校5，6年生の理科の授業において、観察・実験等における準備や片付け等で教職員の支援を行い、理科学習の充実・活性化を図ることを目的に、各小学校に1名ずつ配置している人。

リズム能力

コーディネーション能力*の1つで、動きを真似し、イメージを表現する能力のこと。

レファレンス

図書館におけるレファレンスとは、図書館職員が、情報を求めている利用者に対して、必要な資料や情報を探し出し、提供する調査相談・調査支援サービスのこと。

連結能力

コーディネーション能力*の1つで、関節や筋肉の動きをタイミングよく同調させる能力のこと。

【わ行】

若者相談センター「アサガオ」

社会生活を円滑に営む上で、ひきこもり、ニート、不登校等の困難を有する子ども・若者及びその家族の自立や支援を行うための若者相談窓口のこと。

ワークショップ

いわゆる講義式な教授法ではなく、参加者が体験を通して学ぶ学習方法。参加者が自発的に作業や発言を行える環境が整った場において、ファシリテーターと呼ばれる司会進行役を中心に、参加者全員が体験するものとして運営される形態がポピュラーとなっている。

【数字／英字】

A I

Artificial Intelligence（人工知能）の略語。言語の理解や推論，問題解決などの知的行動を，人間に代わってコンピュータに行わせる技術のこと。

A L T

Assistant language Teacherの略語。小学校の外国語，中学校の英語の授業で，日本人教師の助手として外国語を教える外国人講師。

D L A

Dialogic Language Assessment（対話型アセスメント）の略語，日本語能力が限られた中で，最大限の認知活動を引き出そうとするもの。

G I G Aスクール構想

GIGAとはGlobal and Innovation Gateway for Allの略語。1人1台の学習用タブレット端末と，高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで，特別な支援を必要とする子どもを含め，多様な子どもたち一人ひとりに個別最適化され，資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現すること。これまでの我が国の教育実践と最先端のICTのベストミックスを図り，教師，児童生徒の力を最大限に引き出す。

I C T

Information and Communication Technologyの略語。情報通信技術のこと。

I o T

Internet of Thingsの略語。「様々な物がインターネットにつながること」「インターネットにつながる様々な物」を指す。

S D G s

Sustainable Development Goals の略語。平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標のこと。

SNS

Social Networking Service（ソーシャル ネットワーキング サービス）の略。Facebook LINE ツイッター等の人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型のWebサイトのこと。

第3期芦屋市教育振興基本計画

令和3年3月

発行 芦屋市

編集 芦屋市教育委員会管理課

〒659-8501

兵庫県芦屋市精道町7番6号

TEL : 0797-38-2085 FAX : 0797-38-2166

ホームページ <http://www.city.ashiya.lg.jp>
